

令和8年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和8年3月9日 月曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和8年3月9日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和8年3月9日 16時49分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	向出 健	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	由本好史	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地 方 自 治 法 第121条の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 1名
	町 長	山本篤志	○	会計管理者	石原千明	○	
	参 事 兼 希望のまち 推進課長 事務取扱	田中邦男	○	税 住 民 長 課	草水英行	○	
	参 事	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	×	
	総務財政課 担当課長	吉田和秀	○	人権啓発 課 長	増田紀子	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	西 朋 子		3 番	松 本 俊 清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和 8 年 第 1 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 9 日～令和 8 年 3 月 30 日 会期 22 日間

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 3 月 9 日 午前 9 時 30 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 承認第 1 号 令和 7 年度笠置町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求める件
- 第 6 議案第 1 号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第 7 議案第 2 号 笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件
- 第 8 議案第 3 号 笠置町行政手続条例一部改正の件
- 第 9 議案第 4 号 笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件
- 第 10 議案第 5 号 笠置町墓地の設置及び管理に関する条例全部改正の件
- 第 11 議案第 6 号 笠置町保育所条例一部改正の件
- 第 12 議案第 7 号 笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件
- 第 13 議案第 8 号 笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件
- 第 14 議案第 9 号 笠置町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件
- 第 15 議案第 10 号 笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の件
- 第 16 議案第 11 号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第 17 議案第 12 号 笠置町介護保険条例一部改正の件
- 第 18 議案第 13 号 笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件

- | | | |
|-----|--------|--------------------------------|
| 第19 | 議案第14号 | 笠置町産業振興会館設置及び管理条例一部改正の件 |
| 第20 | 議案第15号 | 笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件 |
| 第21 | 議案第16号 | 笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件 |
| 第22 | 議案第17号 | 令和7年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件 |
| 第23 | 議案第18号 | 令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件 |
| 第24 | 議案第19号 | 令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件 |
| 第25 | 議案第20号 | 令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件 |
| 第26 | 議案第21号 | 令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の件 |
| 第27 | 議案第22号 | 令和8年度笠置町一般会計予算の件 |
| 第28 | 議案第23号 | 令和8年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件 |
| 第29 | 議案第24号 | 令和8年度笠置町介護保険特別会計予算の件 |
| 第30 | 議案第25号 | 令和8年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件 |
| 第31 | 議案第26号 | 令和8年度笠置町簡易水道事業会計予算の件 |

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

町内におきましても、インフルエンザが猛威を振るっております。各位におかれましては、体調管理には十分御留意いただき、今後とも予防を心がけていただきますようお願い申し上げます。

本日ここに、令和8年3月第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、議員におかれましては、簡明で節度ある発言をしていただくよう御留意いただき、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） ただいまから令和8年3月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

執行部の植田建設産業課長から、今定例会においては体調不良のため欠席する旨の届けがありますので申し添えます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、西朋子議員及び3番、松本俊清議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月30日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から3月30日までの22日間に決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

1月9日、京都府町村議会議長会議が京都市内で開催されました。議長会の定期総会に向けての事前調整を行いました。

1月11日、笠置町小学校体育館にて、令和8年度の笠置町消防団出初め式が開催され、各議員とともに出席をいたしました。

翌12日には、南山城村やまなみホールにて、令和8年二十歳のつどいが開催されました。今年度に二十歳になられた笠置町、和束町、南山城村合わせて33人の方が集われ、各議員とともにお祝いをいたしました。

1月30日、京都市内で、地方議会が有する共通の行政課題等に関し、府議会と市町村議会が共通の理解と認識の下、諸課題に対応できるようにと、京都府議会・市町村議会正副議長合同研修会が開催され、由本副議長とともに出席をいたしました。

西脇京都府知事の講演を拝聴した後は、知事のほか、副知事、府議会と市町村議会の正副議長による意見交換会が開催されました。

1月31日、宇治市において2026年部落解放同盟山城地区協議会荊冠旗開きが開催されました。近年の様々な課題解決に向け、山城地区内の団結を打ち固められました。

2月6日には、市町村の新たな行財政課題や時事問題等への対応をテーマとした講演を通じ、トップリーダーとしての認識を深め、自治体間競争時代に勝ち残るオンリーワンの自治体づくりに資することを目的に、市町村トップセミナーが京都市内で開催され、由本副議長と出席をいたしました。

2月20日、京都府町村議会議長会第76回定期総会が開催されました。総会では、8年度事業と予算が可決されたほか、議員で11年以上の在職者6名に京都府町村議会議長会表彰が、全国議長会表彰としては、議員歴15年以上の議員4名の方に表彰されました。

なお、当会の役員の改選が行われましたが、引き続き会長には京丹波町の梅原議長が、副会長には大山崎町の井上議長と和束町の畑議長が、幹事には宇治田原町の前田議長と私、西が就任いたしました。

2月22日、京都府内の消防人が一堂に会し、名誉ある自治体消防の伝統を受け継ぎ、地域の消防防災リーダーとしての自覚を高めるため、第34回京都府消防大会が京都市内で開催され、出席をいたしました。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

以上、議会報告といたします。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して、善処いたします。

また、質疑につきましては、全ての議案につき、発言通告をされた議員を先に指名します。発言通告者は、まずは通告内容に従い質疑をしてください。通告以外の質疑につきましては、後ほど行っていただきます。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに令和8年第1回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

春の訪れを感じる三寒四温の季節となりましたが、現在、町内の小学校では学校行事が中止になるなどインフルエンザが猛威を振るっております。町民の皆様におかれましても、帰宅時の手洗いや室内の加湿、十分な休養とバランスの取れた食事など、より一層の感染防止予防に努めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、前定例会以降の行政報告を申し上げます。

町民の皆様には大変お待たせいたしました。このたび、本町における物価高騰対応支援地方創生臨時交付金の概要がまとまりましたので、御報告申し上げます。

まず、食料品価格等の高騰による家計の負担を軽減するため、食料品等物価高騰支援給付金として、町民お一人当たり2万円の現金給付を行います。

また、エネルギー価格高騰への対策として水道基本料金支援事業を実施いたします。これは、町内の水道御契約者様に対し、月額1,362円の水道基本料金12か月分に相当する1万6,344円を現金にて給付するものでございます。

本件に関する予算は、今定例会に令和7年度補正予算として上程しております。御議決をいただき次第、速やかに支給準備に着手し、本年5月頃から順次給付を開始したいと考えております。

次に、長年、関西本線の利用促進として実施してまいりました笠置駅窓口業務及び鉄道運賃助成事業の終了についてお知らせいたします。

JR西日本では、往復切符の取扱いを本年3月13日で終了することなどに伴い、笠置駅窓口業務を3月末をもって終了させていただくことになりました。

また、70歳以上の町民の皆様がJRの往復切符を購入された際、その片道分を補助してまいりました鉄道運賃助成事業も、3月末をもって終了させていただくこととなりました。これに合わせて、助成金の申請受付も4月17日を締切りとさせていただきます。御利用の皆様におかれましては、お早めにお手続きくださいますようお願い申し上げます。

自動券売機は引き続き設置しておりますので、ICOCAへのチャージ、現金での切符購入は可能でございますが、定期券の購入につきましては加茂駅、木津駅などでお買い求めいただくことになります。この点につきましては御不便をおかけすることになりますが、今後も関西本線をより多くの方に御利用いただくため、新たな利用促進策を検討してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本町も参画しております伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村によるごみ処理広域化検討の進捗状況を御報告いたします。

これまで協議を重ねてまいりましたごみ処理広域化基本構想がまとまり、本年2月5日に検討委員会より答申を受けたところでございます。

本構想は、4市町村による共同処理の基盤となる事項を整理したものでございます。具体的には、運営主体、例えば公設で行うのか、民間企業に委託するのかなど、また施設建設、運営に係る概算事業費及び各自治体の費用分担の考え方など、広域的なごみ処理体制を構築した場合に想定される基本的事項について取りまとめを行っております。

現在、この答申を受けまして、広域化実施に向けた最終判断について各市町村において慎重に検討を行っている段階でございます。

将来にわたる極めて重要な決定であるため、検討に時間を要しておりますが、結論を出すべき時期が迫っております。4市町村での最終調整が調い次第、できる限り早い段階で町民の皆様への説明会を開催したいと考えております。

最後に、間もなく待ちわびた桜の季節が到来いたします。本庁の大きな魅力でもある桜を町内外の皆様方に堪能していただくべく、本年も笠置さくらまつり、今年は希望を植える日として開催いたします。笠置キャンプ場内でのライトアップは3月25日水曜日から4月12日日曜日まで、メインイベントは3月28日土曜日を予定しております。当日は、町内外からの出店や恒例のフォトコンテストに加えて、本年は希望を植える日の名のとおり桜の植樹式も執り行う予定でございます。

今回のさくらまつりから、企画・運営を民間主体として、町が伴走型で支援するという新たな運営形態へと移行いたします。これは、町民参加を促すとともに、町外からの誘客を積

極的に推進する今後のイベントの新しい形を切り開くものでございます。

町民の皆様におかれましても、新しい門出となるこのさくらまつりにぜひ足をお運びいただきますようお願い申し上げます。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、議事案件は承認1件、令和7年度補正予算5件、令和8年度当初予算を5件を含む27件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、行政報告といたします。

議長（西 昭夫君） これで、諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、施政方針を行います。

町長より施政方針の申出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 令和8年度施政方針でございます。

まず初めに、本日、令和8年笠置町議会第1回定例会の開会に当たり、令和8年度の施政方針を申し述べます。本議会での貴重なお時間をいただきましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

本方針は、令和6年にお示しいたしました「町政運営の所信」、及び昨年度の「施政方針」での取組をさらに深化させたものであります。令和8年度において本町が取り組むべき基本方針、並びに重点的に推進すべき施策の概要について申し上げるものでございます。

昨年度、私たちは「希望を生むまち笠置町」を宣言いたしました。「笠置町をなんとかしたい」という志を持つ多くの企業や個人の皆様と手と手を取り合い、「すべての皆さんが笑顔になり、希望が持てる町」の実現に向けて、確かな第一歩を踏み出したところでございます。

1年の歩みを振り返りますと、昨年4月には新たな挑戦を牽引する「希望のまち推進課」を創設いたしました。6月には笠置キャンプ場の運営を民間へと移行し、若者を中心としたこれまでにない自由な発想によるチャレンジが始まっております。

また、昨年12月には新たな地域公共交通として「村タク」の実証運行を開始したほか、本年3月からは、防災及び行政情報を全世帯に確実にお届けするための「防災情報タブレット」の配布を開始するなど、住民の皆様の安心と利便性を高める施策を着実に進めてまいりました。

令和8年度は、これまでの成果を強固な土台とし、「過去から現在、未来へと人と歴史を繋ぐ」を方針の柱として取り組んでまいります。

特に、「今しかできないこと、今やるべきこと」に愚直なまでにこだわり、本町の誇りある歴史を再認識するとともに、豊かな自然環境の下、「ネイチャーポジティブ（自然そのものをより豊かな状態へ）」という考えを堅持し、本町の未来を担う子供たちに対し、笠置町でしか実現できない教育・子育て環境を確立するとともに、自然を生かした産業の構築と環境・景観の保全に取り組むこと、また前年に引き続き、「町の活性化、賑わいづくりの創出」、「安心・安全を確保する防災安全対策」、「新たな公共交通体系の定着と最適化」、「持続可能な行財政運営の確立」などを基本方針として掲げ、「シビックプライド（町に対する誇りと愛着）」の再構築に向けて、全力で取り組んでまいり所存でございます。

次以降、具体的な取組についてお示しいたします。

まず1点目として、町史編さん事業を開始したいと考えております。

過去から現在、そして未来へ。100年目の節目に刻む、我が町の軌跡と題しまして、笠置町は、古来より幾多の歴史が積み重なってきた「物語の宝庫」でございます。巨石信仰が息づく飛鳥・奈良時代、後醍醐天皇が討幕の拠点を構えた南北朝の動乱、そして木津川の舟運が物流を支えた江戸時代、近代においては、風光明媚な奥座敷としてののにぎわいを見せ、昭和29年の南山城大水害という未曾有の困難をも乗り越え、先人たちの不屈の精神で乗り越えてまいりました。

しかし、これほど豊かな歴史を持ちながら、これまで町の歩みを体系的に記録した「町史」は編さんされてきませんでした。

本事業は、この町に生きる人々の暮らし、文化、そして皆様が歩んでこられた大切な「生の証」を後世に刻み、笠置の魅力を再発見することにあります。

現在、高齢化が進む中で、貴重な記憶を直接伺い知る時間は限られています。今、この瞬間に着手しなければ、失われてしまう歴史がある。その危機感の下に、動きを始めます。

この事業には、住民の皆様のお力が不可欠でございます。

「町史編さん」の本事業に合わせて、皆様が「語り部」となり、手元の写真やゆかりの品々を持ち寄り、思い出を語り合う。その光景を映像に記録し、「笠置テレビ」等で共有することで、町民全員でつくり上げる「双方向の歴史づくり」を目指してまいります。

その第一歩として、令和8年度は、役場内に「町史編さん準備室」を設置し、町制施行100周年を見据えた体制を整えてまいります。

次に、2番目として、ネイチャーポジティブに基づく取組といたしまして、自然の再生を、町の再生へ。笠置が拓くネイチャーポジティブの未来と題しまして、笠置町にとっては、自

然は単なる背景ではございません。それは、私たちの暮らしの根幹であり、次代を担う子供たちの教科書であり、産業を支える貴重な資源でございます。

この豊かな自然環境を基盤として、笠置ならではの教育、子育て、産業、そして住民一人一人の生活文化を再構築してまいります。

自然を再生することが、人々の暮らしを豊かにし、新たな価値を生み出す。この循環こそが、私たちが目指す「持続可能な町づくり」の真髄となります。

山、川、そしてそこに息づく命と共生しながら、自然の恵みを最大限に生かした「笠置モデル」のライフスタイルを、皆さんと一体となって追求してまいります。

そのまず1番目として、「笠置の記憶」を未来へとつなぐ教育への投資でございます。郷土の記憶を一生の宝に。次代の笠置を担う「心の根っこ」を育む教育への投資でございます。

教育の本質は、単なる学力向上にとどまるものではなく、豊かな人間性と慈しみの心を育み、自ら進路を切り開く力を養うとともに、何よりも地域への深い愛着、すなわち「郷土愛」を醸成することにあります。

子供の頃に刻まれた情景は、大人になっても色あせることがなく、人生の折々に鮮やかによみがえります。笠置の豊かな自然に抱かれ、地域の人々の温かさに触れながら、数多くの「楽しい思い出」をつくることは、本町の未来に向けた極めて重要な投資であると確信しています。

進学や就職で町を離れることがあっても、ふとした瞬間にふるさとの記憶が思い出され、「笠置が気になる」「何かの役に立ちたい」「いつか戻りたい」という思いにつながる。そんな「心の拠り所」を、今こそ地域全体で築いていかなければなりません。

具体的には、笠置地域学校協働本部が進める「自然環境教育」にもさらに深化させ、本町の誇る広大なフィールドを舞台に、稲作や農作業、森での樹木や生物との触れ合いを通じ、五感を使った実体験に基づく学びを展開してまいります。その過程で、気候変動や鳥獣被害といった現代の課題にも向き合い、「自然に生かされている」という感謝の念と、社会の一員としての自覚を育んでまいります。

「笠置でしか成し得ない特色ある教育」を確立することは、子育て世代への移住・定住を促進する大きな力となることから、相楽東部広域連合教育委員会や関係機関とも緊密に連携し、本町ならではの子育て・教育環境の充実に取り組んでまいります。

2点目として、「笠置を知ってもらい、笠置町につながる」。子供は町の宝。笠置の自然を育みの舞台に変える「保育園留学」の始動でございます。

本町においても少子化は避けて通れない深刻な課題でございます。しかし、私たちは「子供は町の宝である」というゆるぎない信念の下、今を生きる子供たち、そして未来の笠置を担う世代の育成に取り組んでまいります。

本町の豊かな自然を最大限生かし、全国の子育て世帯から「選ばれる町」となるため、令和8年度夏を目途に「保育園留学」事業を開始いたします。

この事業は、都市部に住む親子が1週間から2週間程度、本町の保育園へ体験入園し、笠置ならではの環境で共に過ごす画期的な取組でございます。テレワークの普及により、理想の子育て環境を求める声が高まる中、この体験を通じて本町の魅力を深く肌で感じていただき、将来的な移住・定住へとつなげてまいります。

また、この試みは外からの風を呼び込むだけでなく、地元の園児たちにとっても、新たな友達との交流を通じ刺激を受け、多様な視点を養う貴重な機会となります。滞在先といたしましては、町有の「お試し住宅」を活用することで、町有資産の有効な利活用にも同時に諮ってまいります。

子育て世代の皆様に寄り添い、笠置町が「家族の新しい故郷」となるよう、本事業を強力に推進してまいります。

次に、3点目でございます。放課後児童クラブの無償化と昼食提供の実施でございます。「子育てするなら笠置町」の具現化へ。経済的負担と家事負担をゼロにする、全国先駆けの支援体制を構築してまいります。

本町では、放課後や学校の長期休業期間における子供たちの居場所として「児童館、放課後児童クラブ」を運営してまいりました。働き方が多様化する時代において、その重要性はますます高まっています。

子育て世帯の皆様がより安心して働き、生活できる環境を整えるため、令和8年度より放課後児童クラブの利用料の無償化を実施いたします。

さらに、多くの保護者が頭を悩ませる「夏休みなどの学校長期休業期間中の昼食」についても、これまでお弁当の持参をお願いしておりましたが、準備の負担や夏場の衛生管理、栄養バランスといった課題を解決するため、放課後児童クラブにおける「昼食提供」を開始いたします。

実施初年度となる令和8年度は、夏休み期間中の週3回程度から着手し、将来的には全日程での提供を目指して段階的に拡大してまいります。

利用料の無償化、そして昼食の提供。この二本柱の施策は、全国的にも極めて先進的な取

組でございます。これらの財源には、「ふるさと納税」を積極的に活用し、全国からの応援を子供たちの笑顔へと還元してまいります。「子育てするなら笠置町」というメッセージを強く発信し、移住・定住の促進につなげていく所存でございます。

次に、4点目として、大学連携による「日帰り遠足」事業の推進と新たな産業の展開でございます。学びの場を、町の稼ぐ力へ。大学連携で拓く「平日観光」の新たなカタチとして題しております。

本町の産業振興における新たな一手として、昨年、大学連携から生まれた「日帰り遠足」事業に、令和8年度からチャレンジしてまいります。

この事業は、小学校の校外学習を本町に積極的に誘致することにあります。例えば1学年100名程度規模の受入れの際には、本町の強みを生かした「笠置山での歴史探訪」「ボルダリング」「カヌー体験」など、回遊型プログラムを展開することで、地域経済に直接的な利益を還元する仕組みの構築を働きかけてまいります。

特筆すべき点は、本事業が「平日」に実施される点でございます。休日に偏りがちな観光事業を平日に分散・創出することで、町内の産業基盤を持続可能なものへと変える画期的な試みでございます。

さらに、ここで笠置の魅力を肌で感じた子供たちが、将来、家族を伴って再訪し、生涯にわたる「笠置ファン」となってくれることは、本町の未来を支えるかけがえのない財産となると考えています。

このモデルは学校教育にとどまらず、高校・大学の研修や企業のレクリエーションなど、さらなる多角化の可能性を秘めています。

私たちの誇る「豊かな自然・歴史・文化」は、外部の視点を取り入れることで、新たな「産業」へと進化してまいります。今後も、大学等からの提案を「挑戦すべき好機」と捉え、官民挙げて果敢にチャレンジしてまいります。

そして、5つ目、未来へつなぐ景観保全でございます。100年先の風景を今、守り育てる。四季が息づく「観光の町・笠置」の再生でございます。

私たちのふるさと・笠置町は、桜や紅葉の美しさを筆頭に、四季折々の色彩が訪れる人々の心を癒やし、地域の誇りとして長い歴史を刻んでまいりました。この豊かな景観は、先人たちが守り抜いてきた貴重な財産でございます。

しかし、今、木々の老木化が進行し、倒木や病害虫のリスク、さらには景観の衰退といった課題に直面しています。今こそ、過去の遺産をただ享受するだけでなく、積極的に手を

入れ、次世代へと「若返った景観」を継承していく責任があります。

本町では令和8年度より、植樹事業に着手してまいります。

企業の皆様からの温かい支援を賜り、新たな桜の植樹を推進するとともに、例えば「森林環境譲与税」を活用し、笠置山などを中心とした観光エリアの植樹活動を展開してまいります。

私たちが目指すのは、100年先も変わらない、あるいは今以上に美しく輝く笠置町の姿でございます。未来の子供たちが訪れる豊かな山々を、今ここにある私たちが共に作り上げてまいります。

続いて、6点目でございます。将来へと続く田園風景のために。農地を守り、次世代へとつなぐ「信頼のマッチング」でございます。

本町の歩みにおいて、農業は住民の皆様の生活そのものであり、町のアイデンティティーをつくってまいりました。しかし今、人口減少と高齢化を受け、農業の担い手不足は危機的な局面を迎えています。「体が動くうちに」「農機具が健在なうちに」と、断腸の思いで離農を考える方々の声は重く、一度失われた耕作の営みを再生することの困難さは、本町が直面する極めて深刻な課題でございます。

その一方で、本町の豊かな風土に引かれた移住希望者や地域住民の中からは、「農業に携わりたい」という新たな意欲が芽生え初めていることも事実でございます。田園風景を次世代へと継承するためには、こうした新しい力を、地域の活力として取り込む仕組みが不可欠でございます。

先祖代々守り抜かれた大切な農地を託すことへの不安や心理的抵抗は、決して軽視できるものではございません。だからこそ、地域の皆さんと丁寧な対話を重ね、信頼の絆を土台とした「農地マッチング」の組織体制構築を目指してまいります。

この挑戦は、景観の維持にとどまらず、ベテラン農家の知恵を次世代へとつなぐ技術伝承、多世代交流を通じた健康維持、さらには教育やリカレント教育の場としての活用など、町の魅力を多角的に高める源泉となります。

令和8年度は、その第一歩として、住民の皆様との対話を行い、町内外からの幅広く賛同者を募ってまいります。「今、踏み出さなければ、この風景は守れない」という強い決意の下、一丸となって取り組んでまいります。

そして、7点目、自然と共生する持続可能な環境維持でございます。

これまで本町の美しい景観と生活環境は、住民の皆様による多大な献身と、地域を愛する

活動によって守られてまいりました。

しかしながら、人口減少と少子高齢化が加速する今日、現場からは「環境を維持していくことはもはや限界に近い」という切実な声が寄せられています。

その象徴的な課題が、「草刈り」の負担でございます。これは単なる景観の問題にとどまらず、道路の通行障害や害虫の発生など、安心・安全な生活を脅かす喫緊の課題となっています。

そこで町では、環境負荷を低減しながら自然を回復させる「ネイチャーポジティブ」の理念に基づき、新たな試みとしてヤギを活用した除草作業の導入を検討してまいります。

豊かな自然の中でヤギが草を食べ、子供たちと触れ合う。こうした光景は、次世代への環境教育や町の新たな魅力創出にも大きく寄与するものと考えています。河川敷や住宅周辺での活用を通じ、住民負担の軽減や持続可能なまちづくりを両立させる、確かな一歩になると確信しております。

当面は、実績を持つ木津川上流河川事務所や専門家の方々の知見を仰ぎながら、令和9年度の本格実施に向けて、準備を進めてまいります。

大きな3点目、町の活性化、にぎわいづくりの創出でございます。

私は、本町のまちづくりにおいて「希望を生むまち」の実現を掲げ、民間活力を最大限に生かした施策を推進してまいりました。

昨年6月、キャンプ場の運営や「いこいの館」の再開、そしてさらには移住・定住促進といった多角的な事業を一括して担うパートナーとして、公募型プロポーザル方式により「株式会社一」を選定してまいりました。同社によるキャンプ場運営の開始後、「I C H I 新聞」の発行や来客者へのアンケートを通じたニーズ調査、年末の年越しイベントの成功など、民間ならではの柔軟な感性とスピード感によって、新たなにぎわいの第一歩が着実に踏み出されたものと確信しております。

また、本町の観光ポテンシャルを最大限に引き出すべく、地域活性化起業人（観光振興プロデューサー）を中心に、商工会、笠置まちづくり会社、そして地元の事業者が一体となった体制の構築に取り組んでおります。

夏祭り盆踊りの復活、昨年は「アブサロン夏」という形での開催や、SNS発信、観光マップの更新といった取組は、町外からの誘客に加え、町民の皆様が郷土への誇りを再認識するきっかけに取り組んでおります。

一方で、長年冬の風物詩として親しまれてきた「鍋フェスタ」は、今年の開催中止を決断

いたしました。これまでの「町主導の運営形態」では、持続的な成長や抜本的な転換は困難であると判断したためでございます。

今後のイベントの運営においては、以下の4つの基本原則を掲げ、民間が企画・立案し、町が伴走する「支援型」への体制と移行してまいります。

その基本原則の1点目として、実施の目的を明確にしていく。2点目としては、町内事業者が着実に収益を上げられる仕組みの構築。3点目として、町内外の多様な主体が参画できる体制の構築、4点目としては、民間主体の企画・運営でございます。

上記の考えに基づき、その第1弾として、来る3月28日、地域活性化起業人や地元事業者、笠置まちづくり会社を中心となった「笠置さくらまつり2026」を開催いたします。笠置を愛する多くの皆様と共に、新たなにぎわいの風を吹き込み、本町の豊かな自然、歴史を次世代へとつないでまいります。

そして、大きな4点目でございます。わかさぎ温泉「いこいの館」の再生でございます。

令和元年度より営業を休止しております「わかさぎ温泉・いこいの館」について、昨年の施政方針においては「令和8年度中の再開」という目標を掲げてまいりましたが、昨今の物価高騰による建設コストの急増に加え、調査の結果、施設の老朽化が当初の想定を上回るもので、部分的な改修のみでは、将来にわたる安定的な運営を維持することは困難であるという、厳しい現実と直面しております。

こうした中においても、町民の皆様、キャンプ場利用者をはじめとする町外の多くのファンの皆様から、「1日も早い再開を」と願う熱い声が途切れることなく届いており、この切実な思いを真摯に受け止め、改めて「いこいの館」を本町の活力再生を担う最重要拠点として位置づけることを決意しております。

私たちが目指すべきは、単なる営業の再開ではなく、町民の皆様にとっては、日々の心と体を癒やす「真のいこいの場」であり、町外から訪れる皆様にとっては「何度でも訪れたくなる魅力的な拠点」となることでございます。そして何より、本町の観光と経済を力強く牽引する「にぎわいの起爆剤」にならないと考えております。

今後は、次世代へ確実に引き継いでいける「持続可能な運営体制」を構築し、早期に再開ができるよう、引き続き取り組んでまいります。

そして、大きな5点目でございます。住民の安心・安全を確保する防災安全対策でございます。

昨年を顧みますと、全国各地で大規模な地震が相次ぎ、加えて、激甚化する豪雨災害や記

録的な大雪、さらには山林火災、そして近年深刻化する熊の出没など、私たちは自然の猛威を改めて目の当たりにし、その脅威を深く記憶に刻むこととなりました。

これらの相次ぐ災害は、自然災害をはじめとするあらゆる脅威への備えが「一刻の猶予も許さない喫緊の課題」であることを、私たちに強く突きつけております。

町民の皆様の生命、身体、そして財産を守り抜くことは、行政に課せられた最大の使命でございます。

本町といたしましては、過去の教訓を風化させることなく、防災意識の普及や情報伝達体制の構築、将来を見越した避難体制の構築などに取り組んでまいります。

その具体策として、1点目、デジタルでつなぐ安心と暮らしー防災情報タブレットの全戸配布でございます。

災害時において、迅速かつ正確な情報を住民の皆様にお届けすることは、「命を守る」ために非常に重要であることから、「防災情報タブレット」の全戸配布を開始いたします。

これまでの防災行政無線による「音声」の情報に加え、タブレット端末を通じて「文字」「画像」を組み合わせた多角的な発信を行ってまいります。これにより、情報の聞き取りづらさを解消し、四角的に危険を直感していただくことで、より確実に素早い避難行動へとつながるものと確信しております。

また、防災のみならず「平時における住民サービスの向上」も大きな目的としております。

不在時でも町のお知らせを確認できる機能や、一定期間操作がない場合御家族へ通知する「見守り機能」を備えており、お一人暮らしの高齢者世帯の安全を支えてまいります。さらに、広報紙の電子化によるペーパーレス化や、デマンド交通、買物支援など、生活に密着した利便性の向上にも順次取り組んでいくことを検討してまいります。

なお、今後、屋内型戸別受信機は順次廃止することを想定しておりますが、屋外放送設備については引き続き運用してまいります。

一方で、端末の操作に不安を感じられる方も少なくないと考えており、本町では、操作方法や故障対応などのお問合せに対し、職員が御自宅を訪問し、丁寧に説明を行ってまいります。

この訪問活動を通じ、住民の皆様と役場との距離を縮め、「困ったことがあれば、まず役場へ」と頼っていただける関係を築きたいと考えております。健康を支える「かかりつけ医」のように、暮らしの安心を支える「かかりつけ役場職員」として、皆様に信頼していただける組織へと進化を遂げること。それこそが、タブレット配布に込めた切なる思いでございます。

す。

そして、2点目でございます。防災訓練の充実と「防災フェア」の開催でございます。

昨年も西部区において実施いたしました防災訓練では、区役員の皆様を中心に多くの住民の方々に御参加をいただきました。この訓練を通じ、地域における避難行動の重要性を改めて共有できたことは、大きな成果であったことと認識しています。

本年度は、従来の訓練という枠組みを超え、イベント感覚で楽しみながら防災の知識と技術を体感していただく「防災フェア」の開催を計画しています。

例えば、起震車による地震体験を通じた「命を守る行動」の習得に加え、本年は「昭和61年の集中豪雨災害から40年」という節目の年に当たることから、本町の災害の歴史を振り返り、平時から備えの貴さを深く再認識する機会としたいと考えています。

また、本フェアには、日頃から災害協定を締結している各団体の皆様にも参画を要請し、皆様が一体となった防災ネットワークの構築につなげてまいります。

さらに、議員より御提案をいただいております「防災さんぽ」を本フェアの取組として、避難経路を実際に歩いていただき、危険箇所を「自分事」として認識いただく契機となるよう、積極的に取り入れてまいります。

これらの取組を一過性のものとして終わらせるのではなく、開催場所を各地区で巡回するなど、町内全域に「防災の輪」を広げ、持続可能な地域防災力の向上に取り組んでまいります。

大きな6点目でございます。新たな公共交通体系「村タク」の定着と最適化に向けてでございます。

昨年12月。本町の新たな移動の柱として、デマンド型交通「村タク」の実証実験を開始いたしました。

本事業は、隣接する南山城村での実績のある運行エリアを本町へと拡大したもので、南山城村や京都府をはじめとする関係各位の多大な御支援により、通常は数年を要する協議を僅か半年余りで完了し、異例の速さで運行開始へとこぎ着けることができました。これは、本町の交通利便性を一刻も早く確保する上で、極めて意義深い選択であったと確信しております。

実証運行開始直後ということもありまして、現在の利用状況は決して十分とはいえない状況でございます。しかし、先行する南山城村においても生活の足として定着するまでには数年を要しており、現在は「定着に向けた助走期間」とであると捉えています。

一方で、実証運行を通じて様々な課題も浮き彫りとなっております。

これらの課題については、引き続き実証運行を継続するとともに、先行自治体の枠組みを尊重しつつ、本町の実態に即した形へと改善すべく協議を重ねてまいります。

5年後、10年後の本町を見据えたとき、自家用車に頼らない「移動困難者」の増加は避けられないと考えており、自宅と目的地を直結するデマンド交通の必要性は、今後ますます高まってまいります。

しかし、将来的な財政負担と運行効率を鑑みれば、現在の「循環バス」との併用は極めて厳しい状況にあると考えます。いずれかの段階においては、循環バスから「村タク」を主軸とした体系への移行も視野に入れ、検討を重ねてまいる所存でございます。

住民の皆様の「移動の権利」を将来にわたっても守り抜くため、本事業を地域に根づかせられるよう取り組んでまいります。

そして、大きな7点目、持続可能な行財政運営の確立に向けてでございます。

今議会に提案いたしました令和8年度当初予算におきましては、歳出面において前年度比で約4,000万円強の削減を行ってまいりましたが、そして財政調整基金を含む基金繰入金は、前年度比で約1億1,000万円の減額の1億9,600万円程度とはなりましたが、令和8年度末の財政調整基金残高は約1億円と見込んでおり、極めて厳しい状況であると言わざるを得ません。

次年度以降の予算編成、行政運営そのものの存続に関わる、まさに「正念場」とであると強く認識しております。

しかし、財政の厳しさを理由に、近隣自治体との行政サービス格差を放置することは許されず、町の活力を維持するためにも、今こそ5年後、10年後を見据えた「未来への投資」を戦略的に進めていく必要があります。

この難局を乗り越えるため、令和8年度は「聖域なき歳出抑制」と「攻めの歳入確保」の両輪を徹底してまいります。

その一例といたしまして、まず聖域なき歳出抑制と効率化といたしましては、行政のデジタル化、DX化、各種事務のペーパーレス化を徹底して、コスト削減と事務の効率化に取り組んでまいります。

委託事業を必要最低限となるよう、業務指標を抜本的に見直すとともに、併せて事務の効率化により時間外勤務を縮減することで、コスト削減と事務の効率化に取り組んでまいります。

そして、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」、いわゆる群マネと呼ばれるものを活用し、インフラの管理を例えば相楽東部広域連合や複数自治体で行うことにより効率化、そして効果的に取り組みます。取り組んでまいります。

そして、過去の慣例にとらわれず、現在の社会情勢や住民ニーズに即した住民サービスとなるよう、住民サービスの在り方を再編・最適化してまいります。

そして、戦略的な歳入確保といたしまして、国や京都府の補助金・交付金を最大限に活用できるよう、地域活性化起業人などと共に、常にアンテナを高く持ち、戦略的なアプローチを継続してまいります。

そして、定住促進に向けた新築家屋の増加策や、産業振興による税収の増加を推進し、財源確保に努めてまいります。

そして、個人版・企業版ふるさと納税の獲得の総力を挙げ、本町を応援してくださる「笠置のファン」の獲得のため、パートナーの輪を全国に広げてまいります。

私たちは今、極めて厳しい道のりに立っておりますが、この徹底した行財政改革こそが、次世代に責任ある「持続可能な笠置町」を引き継ぐための唯一の道であると確信しております。

そして、大きな8点目、「住民1,000人の声を聴くプロジェクト」の深化に向けてでございます。

私は、本町のかじ取りを担うに当たり、「住民1,000人の声を直接聴く」ことを公約として掲げてまいりましたが、就任から2年が経過する現在、目標としている対話には至っていない事実を真摯に受け止め、深く反省するところでございます。

しかしながら、この2年間で対話を重ねた皆様からの切実な御意見は、本町が抱える課題の本質を浮き彫りにする極めて重要なものばかりでございました。現場の声に触れるたびに、「本町の未来を切り開く鍵は、やはり対話の中にこそある」との確信を一段と深めております。

今後の取組につきましては、議会からの貴重な御提言を真摯に踏まえ、手法の効率化と多様化を推し進めてまいります。

そして、まずは、私自らが各区の役員会や各種団体、さらには地域のサークル活動など、皆様が集う「日常の現場」へ積極的に飛び込み、対話を実践してまいり所存でございます。

そして、最後になりますが、9点目、町の未来を左右する重要課題への挑戦でございます。これまで申し上げました施策のほかにも、本町が直面する課題は多岐にわたっております。

これらは一朝一夕に解決できるものではありませんが、本町の持続可能性を左右する、決して先送りの許されない最重要課題ばかりでございます。

具体的には、「ごみ処理の広域化」に向けた検討結果の公表と着実な実施、そして深刻化する「空き家対策」や「移住・定住促進」は待ったなしの状況にあります。また、「上水道施設更新と料金改定」、「公共施設の老朽化対策」、「道路の維持管理」といったインフラ整備も、住民の安心な暮らしを守る上での急務となっております。

さらに、皆様の健康を支える「検診受診率の向上」や、未来を見据えた「医療・介護体制の確立」など、ハード・ソフト両面において課題は山積しております。

これらの課題の多くは、即座に答えが出るものではありませんが、「今、取り組まなければ、未来に間に合わない」という強い危機感を胸に、一つ一つの課題に対し、誠実に、かつ着実に解決の道を歩んでまいり決意でございます。

結びになりますが、私が目指す町の姿は、誰もが安心・安全に暮らし続けられる持続可能な「笠置町」であり、何よりも、全ての世代の皆様から、「住んでよかったと、住みたくなる笠置町」として、選んでいただける町をつくり上げることでございます。

この理想を現実とするためには、私1人の力では到底及びません。町の町民の皆さんの御理解と御協力を賜りながら、この困難な状況を共に乗り越え、次世代へと希望をつなぐ「希望を生むまち」を共につくり上げていきたいと考えております。

全身全霊をささげて町政運営に邁進することをお誓い申し上げまして、令和8年度の施政方針といたします。

令和8年3月9日。笠置町長、山本篤志。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長の施政方針が終わりました。

ここで休憩をします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時40分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより、町長の施政方針について質疑を行います。

質疑は発言通告書を提出していただいた議員から、項目ごとに行います。

まず、1、町史編さん事業の開始に対する質疑を行います。

1に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。

7番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

町史編さんには、知識の持っておられる方が必要だと思います。町史編さん準備室の体制をどのように整えられるのか。また、町史編さんに係る期間、費用をどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの町史編さんに関する御質問にお答えいたします。

町史編さん準備室というのを立ち上げることをまず初めにしておりますけれども、まず町史編さんのような委員会のようなものが必要でございます。それは、例えば大学の先生方による委員会、編さん委員会というのを立ち上げることを予定しておりますし、その中では実際にやはり町の人たちからお話を伺うというような人たちも集めていかないと考えております。

1 つ具体例があるんですけれども、今、和束町さんのほうで町史編さん作業を進めておられますのが、令和 8 年度で終了するというのもございますので、その枠組みなども参考にさせていただきながら、同様の組織体制が組めればなというふうに考えております。

そして、期間でございますけれども、一般的に 10 年かかるというふうに言われております。ただ、私どもは町制施行 100 周年に目指して完成させたいという思いから、7 年、8 年という期間でできないかということも相談しておるところでございます。

それと、あと費用感なんですけれども、これも具体的に積算ができたものではございませんが、和束町の事例でいきますと、1 年あたり 1,500 万円の予算計上をされていると聞いております。

ただ、私どもで行くと、和束町で 10 年かかったと聞いておりますので、和束町より短い期間ということから、おおむね年間 2,000 万ぐらいで、それとあとかかる年数という形の部分を想定しております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、1、町史編さん事業の開始に対する質疑を終わります。

次に、2、ネイチャーポジティブに基づく取組について質疑を行います。

まず、西朋子議員の発言を許します。

2 番（西 朋子君） 2 番、西朋子です。

昨年度は、希望を生むまち笠置町を宣言され、取組については、4 月に希望のまち推進課

を創設、6月にはキャンプ場の運営を民間へ移行、12月には村タクの笠置町内での実証運行を開始、本年3月に防災情報のタブレットの配布が始まりました。

こうした日々の様々な取組により得られた成果を土台とし、本年度の取組について大枠として9つ挙げられましたが、2つ目のネイチャーポジティブに基づく取組の2番、笠置を知ってもらい、笠置につながるという項目について伺います。

今年度夏をめどに保育園留学を開催するとありますが、全国的にもこの事業に取り組んでいる自治体が多数ありますので、子供の取り扱いなどの問題も出てくるのではないかと思います。地域体験活動など、どのようなプログラムを考えていますか。そして、笠置町が選ばれるまちとしてほかとの差別化を図るための戦略は何を考えておられますか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの西朋子議員の御質問にお答えいたします。保育園留学に関する御質問にお答えいたします。

地域体験プログラム等のプログラムの内容と、ほか、他との差別化についてということでございますけれども、まずは保育園留学の目的についてでございますが、これらは自らの子供を育てるのに適した環境を求める都市部の世帯を対象にした、未就学児には地域保育所への体験入学を、保護者には当該地域での生活体験を一、二週間程度提供するものでございまして、本町につきましては本年の4月から、夏休み期間から順次開始するという事を見込んでいられるということをお示しさせていただきました。

その中で、事業開始時点におきましては、具体的な内容といたしましては、笠置保育所での体験保育を主軸といたしまして、滞在先といたしましては町所有のお試し住宅や町内、また近隣の宿泊施設を活用いただくという形を予定しております。

まずは笠置町、近隣自治体でのありのままの日常生活を体感していただくことを主眼としているために、現時点では特別な地域体験プログラム等の実施というのは予定はしておりません。

しかしながら、数ある自治体の中から笠置町が選ばれるためには、やはり御指摘のとおり他の自治体との差別化というのが図れるということが不可欠であろうと考えております。

そのために、施政方針等でお示しいたしましたネイチャーポジティブという、その取組をはじめといたしまして、例えばキャンプ場やボルダリング、カヌーといった本町の豊かな自然資源の紹介していく。さらには、子育て支援策、充実した子育て支援策を情報発信していく。そして、町全体の魅力向上と積極的なPRというのに努めてまいりたいと、そのように

考えております。

本事業につきましては、即座に移住・定住につながるものとしては捉えておりませんが、まずは利用者の方が何を望まれているかというニーズ調査というのも並行して行わないといけないと考えておまして、その選ばれる町のためには、やはりもっとニーズに合わせた、そしてまた本町の特色というのを磨き上げるということも掲げながら、中長期的な視点でという形で取り組むことを考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今のところの保育園の留学のところなんですけど、この施政方針の中にはお試し住宅というような活用が書いてあったんですけども、先ほど近隣の施設とかいろんな話をされていたんですけども、またどういった施設を準備されているのか、またどれくらい数を想定されて、どのように呼びかけをされるのかお聞きをしたいと思います。

それと、③の放課後の児童クラブの無償化の、給食提供の実施の件ですが、放課後児童クラブの無償について以前要望してまいりましたので、もうありがたい話だと思うんですが、昼食の提供はどのようにされるのか、また児童館、そのあたりどのように考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それと、⑤番の未来へつなぐ景観保全ということで、桜の木は老木化し、枯れ枝が落下したりしております。また、人工林等、木々は手入れをされず景観が悪くなっていることから、積極的に手入れをしなければいけないと思います。これらについてどのように考えておられるのかお聞かせください。

それと、⑥番の将来へと続く田園風景のためにということで、農業の担い手不足で田園は荒廃しており、農業を営むためには環境整備が必要だと思います。そのために、農機具や圃場整備といったものが必要だと思うんですが、このあたりのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまのこの2点目のこのネイチャーポジティブに基づく取組に関することにお答えいたします。

まずは1点目、保育園留学ということでございますけれども、近隣の施設というところでのお尋ねだったかと思いますが、例えば近隣でしたら、町内においては町内の宿泊施設を活用するというのもありますけれども、例えば南山城村のホテルなど、それかちょっと

離れますと伊賀市であつたり奈良市というところも含めて、このあたり実際利用される方がちょっと選択されるかなというのもございますので、ちょっと広く、幅広く考えております。

それと、利用の想定でございますけれども、最大でも、1回当たり最大でも2家族、2名程度しか難しいかなとは考えております。このあたり、実際ニーズに、どのようなニーズがあるのかまだ想定はできないんですけれども、1回当たり2家族、2家族といいますか、そうですね、お二人ずつぐらいかなというふうには考えております。

そして、次に放課後児童クラブの無償化ということでございますけれども、実施方法につきましては、今の放課後児童クラブ、つむぎてらす内で行っております、現在も行っているということで、その中で一部食事を作ったりというような、そのようなこともされていると伺っておりますので、それをもう少し拡大していく、実際放課後児童クラブ内に調理師免許を持った方がいらっしゃるともちょっと聞いたこともございますので、体制的には昼食を作っていたく方を例えば会計年度任用職員などで採用しながら、昼食を提供できる体制をつくっていききたいというふうに、そのように考えております。

そして、児童館についてなんですけれども、これも今まで夏休み期間中などにつきましては、放課後児童クラブ内に来ていただいてということも取組をされているとも伺っておりますので、特に昼食提供とかにつきましては、児童館に行っている子供たちも一緒に来ていただいて、実施できるのではないかなというふうに考えております。

次に、今度景観の関係です、植樹などの関係でございます。これも1つは企業、樹木などを提供してくれるスポンサーがございまして、それは1つちょっと活用しながら植樹につなげていきたいなと思っておりますけれども、ただ単にどこでも植えられるというものではないということも伺っておりますので、実際このあたりはやはり専門家のほうの知見なども活用していきたいと考えておりますので、具体的にまだどのように進めるかということまでは検討はできていないんですけれども、やっぱり専門家の意見と、そして地元の方の意見等を、例えば今、桜保全に当たっていただいている方もいらっしゃいますので、そのような声を聞きながら、ただやはり確実に老木化しているものについてはやっぱり新しいものに植え替えていかないといけないと考えているところから、取組を進めていきたいと考えるものでございます。

それと、田園風景のためにということでございますが、このあたり、特に農機具の問題などは非常に課題であると。特に、壊れたらもうやめるという方がいらっしゃることもありますので、あともう実際に機械は持っているけれども、もう廃業、もう農業をやめられ

ているという方などからも、そのような方からも農機具を貸していただきたいとか提供いただきたいというようなことなんかもこの組織づくりの中に入れておりますので、今もう使っていない農機具であったりとか、例えば耕作につきましても一旦耕作をやめられたところにつきましてはかなり復旧に、再度耕作につなげるにはかなりの時間も要するとも聞いております。

このあたりは、今までやってこられた方のお力というのも、ノウハウなんかもしっかり活用していきたいなと考えておりますので、そのために組織づくりから始めていければと、やっぱり皆さんのお力も、地元の皆さんのお力も必要。そこにその農業がやりたいという人の力も必要であるということでの取組だと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 由本さん、答弁漏れはないですか。

ほかに質疑はありませんか。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

③の放課後児童クラブの無償化と昼食提供の実施についてですが、経済的負担と家事負担をゼロにするということで副題として記載をされております。

今お聞きしている中では、協力金の無償化と、それから昼食提供していくということで、その他におやつ代、また延長、早朝の部分の料金等もありまして、このゼロにするということであれば、今後そのことも含めて負担をなくしていくというふうにお考えなのか、ちょっと表題、副題との関係でどのように整理されているのかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの放課後児童クラブの利用料の無償化という形の、経済的負担と家事負担をゼロということでございます。

今のところ、基本的に今現在考えているところは利用料の負担というのは無償化したいというふうに考えております。一方で、そのおやつ代というものもあるのは承知しておりますけれども、これが完全に無償がいいのかというのは、ちょっとまだ議論が、検討が進んでいないところでございます。

ただ、やはりそこも含めてやはり軽減を図りたいなとは考えておりますけれども、その軽減の額まではちょっと今のところまだ議論ができていないところでございますが、やはり必要に応じて、これはちょっと皆様方の意見も聞いてみたいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、2、ネイチャーポジティブに基づく取組に対する質疑を終わります。

次に、3、町の活性化、にぎわいづくりの創出について質疑を行います。

3に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、3、町の活性化、にぎわいづくりの創出に対する質疑を終わります。

次に、4、わかさぎ温泉「いこいの館」の再生について質疑を行います。

4に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

いこいの館を笠置町の活性、再生を担う最重要拠点とすべきと思いますが、営業を休止して、毎年約1,500万円の経費がかかっています。再開の時期が不明で、早急に再開ができるよう取り組むということですが、このままでは笠置町の財政がもたないと思いますが、そのあたりのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまのわかさぎ温泉の再開についてでございます。

このあたり、確かに今現在も温泉としては休館しておりますけれども、例えば今、社会福祉法人であったり貸し部屋という形の部分で利用いただく部分について、年間1,000万を超える経費がかかっているというのも事実でございます。

このあたりにつきましては、例えば一旦閉鎖するというのも含めて検討はしております。ただ、やはり様々な調整が必要かなというのも事実でございますので、このあたりも含めてやっぱり早急に整理はしたいと考えております。

1つやはり大きな課題になるのが、今現在入って、社会福祉協議会ですか、社会福祉協議会ですね、そちらのほうが入っておられる部分をもし閉鎖するとなればまた別の場所に行ってくださいということもございますので、そのあたりちょっとまだ検討しているところでございますので、その一旦、何というか、ちょっと軽々しくは申し上げられないんですけれども、やはりこの負担、経済的負担等のは軽減しないということは認識しておりますので、このあたりももう少し議論ができ次第、話が詰められ次第、御報告したいと考えております。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、4、わかさぎ温泉「いこいの館」の再生に対する質疑を終わります。

次に、5、住民の安心・安全を確保する防災安全対策について質疑を行います。

まず、西朋子議員の発言を許します。

2 番（西 朋子君） 2 番、西朋子です。

では、5 つ目の住民の安心・安全を確保する防災安全対策の 2 番目、防災訓練の充実と防災フェアの開催の項目についてお伺いいたします。

昨年 11 月、西部区における自主防災組織主催による防災訓練が実施され、私も参加いたしましたし、一般質問で何度も防災訓練の実施と内容の提案をしてきました。答弁や町長との雑談でも、町民の方々が気軽に楽しく参加し、防災意識を高めてもらえるように、防災さんぽであったり、体育館などで 1 泊 2 日の避難生活の体験であったりと、町長自身も防災訓練をやりたいと話されており、今年度に防災フェア開催の計画をされるということで、提案した防災さんぽや起震車の体験も取り上げていただけるとのことです。

現時点で、開催時期や内容など、何か決定していることや、決定はしていないが考えていることがあればお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの防災フェアに関する御質問にお答えいたします。

防災フェアの開催につきましては、現時点では具体的な決定事項というのはございませんけれども、現段階で検討しているということについてお答えさせていただきます。

まず、開催時期についてではございますけれども、これ一般的に住民の皆さんが参加しやすい気候ということを考えますと、やはり 10 月から 11 月頃が適当ではないかなというふうに考えております。

しかしながら、この時期というのはほかの自治体でも防災行事とか防災フェアとかというような、同じような取組というものが行われております。本町は、その意味でいきますと本町はやっぱり後発組ということになりますので、可能な、例えば起震車である、その借受けが可能なという形の日程の調整するというのが必要でございますので、このあたりにまずそのあたりの日程調整をして、開催日等を決めていけたらなというふうに考えております。

そして、これは施政方針でも述べておりますけれども、本事業につきましては誰でもが気軽に参加して様々な体験が行い、防災意識を高めることができるということを主眼としておりますので、例えばこれもあくまで検討中というか協議を行っている段階ということで行きますと、例えば今まで防災に関する連携協定を締結させていただいている企業の皆様に対して出店依頼というのをして、出店を依頼をしていく。そしてまた、消防本部や京都府による、例えば耐震の模型ですね、例えば耐震改修を行っていないような家屋の倒壊するというような、そういうシミュレーションするというような展示なんかもありますし、当日にも体感いただければなと考えております。

実は、また開催時期はもしかすると異なるかもしれませんが、本年は昭和61年の集中豪雨、集中豪雨災害から40年に当たるということもありますので、このあたりも災害を振り返ってみるということも、振り返りながら平時の備えにという形の部分で再確認できればとも考えております。

あと、もう一つ、これも考えておくことなんですけれども、例えばこれも一例なんですけれども、例えば昨年末にガラス関係の組合の方と連携協定というの、防災に関する連携協定というのを締結させていただいたんですけれども、この防災、あくまでこの連携協定というのは防災に関する連携協定ではございましたけれども、例えば窓ガラスを交換することによります、例えば断熱効果というのなんかを展示していただくということで。

例えば、これは住環境の改善というところで提案できればなというふうに考えておりました、これももう一つの課題であります住宅の耐震化というのもございます。この住宅の耐震化というのは、笠置町内ではほとんど進まないというのが実態でございます。これにつきましてはやっぱり多額の費用がかかるというのが大きいわけでございますけれども、例えば窓ガラスを改修することでの、例えば住宅改修の中にこの耐震改修も入れてもらえるような、そんな形の部分で取り組ませていただくことができないかなと。

もちろん、この補助制度なんかも紹介していくという中で、改修に向けた一歩を踏み出していただくというようなことができないのかなというふうにも考えておるところでございます。

そうですね、あとそれと開催場所につきましても、やはり議員からも防災さんぽというのを御指摘いただいております。そこで、身近なところで自分たちが歩いて気軽に行けるということを踏まえましますと、開催場所につきましても、これもあくまでもまだ検討というレベルになりますけれども、毎年各地域を回っていくというようなことも含めて考えていければな

というふうにも考えるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2 番、西朋子議員。

2 番（西 朋子君） 2 番、西朋子です。

初期消火や避難所まで歩く防災さんぽ、救護訓練、炊き出しなど、町民の方々が実際に行う必要があります。そういったことで一人一人の防災に対する意識を高めることだけでなく、災害時どのような行動を取ればよいのかという知識にもなります。

風水害だけではなく地震に関しては、以前から南海トラフ巨大地震発生の切迫性が高い状態となっています。何を優先的に訓練するべきかを速やかに決め、短い間隔で定期的に行っていただきたいと思います。計画だけで本年を終えることなく、小規模なものからでよいと思いますので、もしできることなら本年度中に何度か開催していただけたらと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 開催に関してでございますけれども、本年度で開催するということを前提に考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

まず、1 番の防災情報タブレットの全戸配備ですが、タブレットの配布を当初 2 月に行うと。それが、職員が 1 軒 1 軒に訪問して配布すると伺っておりましたが、3 月に集会所等で配布するということですが、これらの方針転換についても住民に丁寧に説明する必要があると思います。

それと、防災無線の屋内戸別受信機については廃止するとのことですが、タブレットと交換でもいいのではないのでしょうか。

また、タブレットと防災無線の二重運用をすることによって、また職員の負担とかそういった負担がないのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

それと、防災フェアですが、各地区で巡回して行うということですが、西部区ではその防災訓練が行われておりますが、これは別に実施をされるということなのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） まず、防災タブレットの配布の件でございます。

これは、もともとは個別にという話もさせていただいておりましたけれども、やはり各区の例えば区長さんとかと御相談をさせていただいたところ、例えば区で例えば集会所等で、

極端な言い方をしますと区のほうがもう一緒になって配ってあげるよというような提案もいただいておりますところがございますので、そのような区については、まずは区を中心に、実際昨日、一昨日、この2日間実施させていただきましたけれども、それはもう区のほうと協力いただきながらしたというような経過でございます。

まだ、やはり配り切れないところもございますので、そのあたりは職員のほうがまた配りに行くというようなことでございますので、このあたりは各区によって対応は異なってくるかと思いますが、基本的には様々な手段で一人一人に配り、一つ一つの世帯に配りに行くというところでございます。

ということと、無線でございます。無線、戸別受信機のほうですね、屋内型の。このあたり、やはりこれもいずれ更新時期を迎える予定でございますので、その際には基本的には更新しないというのを前提にはしておりますけれども、やはりこれも実際ちょっと一方的に例えばもう交換ということも、ちょっと難しいのではないかなというふうにも考えまして、やはりちょっと反応を見てみたいなということでございます。

やはりこれは、基本的には同じ機能、以上の、プラスの機能をタブレットのほうに持たせておりますので、実際には交換ができるのかなというのがありますけれども、これはちょっと様子を見ながらという形で考えさせていただけたらなと思っております。

防災フェアですね、防災フェアについて、西部区のほうでは実は防災訓練というのは実施しております。このあたりは実際これも、例えば防災フェアと防災訓練を組み合わせるというのも方法もございますけれども、まだこのあたりまでは実際のところ西部区さんのほうとも協議はできていない状況でございますので、別なものとするか、それとも一緒に開催するかについては、今後検討していきたいなと、協議していきたいなと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

そうしたら、防災無線のその更新の時期、次いつなのかということと、町職員に負担がないのかというあたりの質問の答弁と、やっぱり区のほうでそういった計画も立てられると思うんです。そのあたり、防災フェアと同じにするとかしないとかというあたりも早く詰められたほうがいいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの防災無線のほうの更新についてでございますが、実はこれ周

波数帯が変わるということで、今の現行の受信機が使えなくなるということがございます。明確な年度まではちょっと記憶ができていないんですけれども、5年以内というふうにたしか伺っております。

ただ、実際5年、では5年後にするかと、少なくとも5年後の更新時には、費用面も含めて更新する必要があるという形のところまでサービスを設けて持っていけたらなと思っておりますので、そのあたり御理解いただけたらと思います。

それと、西部区さんのほうではもう防災訓練実施しておりますので、このあたり、ちょっと予算も伴うものでございましたので、この議会で御議決いただきましたならば、早急に調整したいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長、二重運用になるところの職員負担。

町長（山本篤志君） すみません、失礼いたしました。

二重運用ということでございますけれども、基本は同じデータでというか、防災無線とタブレットのほうにという同じ情報を流せる機能を持たせておりますので、基本的には共通の運用という形で、共通のデータで音声とタブレットで流せるという機能は持たせておりますので、ありますが、特に防災無線は屋外向けも考えておりますので、そのあたり若干二重負担、二重での運用になる可能性はございます。

ただ、このあたりやっぱり屋外とタブレットということの性質を考えますと、正直若干のところは負担が増える可能性はございます。ただ省力化、できる限り省力化に努めてまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、5番、住民の安心・安全を確保する防災安全対策に対する質疑を終わります。

次に、6、新たな公共交通体系「村タク」の定着と最適化に向けてについて質疑を行います。

6に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、6、新たな公共交通体系「村タク」の定着と最適化に向けてに対する質疑を終わります。

次に、7、持続可能な行財政運営の確立に向けてについて質疑を行います。

7に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

令和8年度末の財政調整基金基金の残高が約1億円ということで、次年度以降の予算編成が厳しい状況になるということですが、笠置町にはやっぱり無駄が多いと思います。いこいの館で毎年約1,500万、その他お試し住宅など利活用ができていない施設が多数あり、無駄に経費が支出されておったりします。また、新たな事業として町史編さんで年間2,000万が必要というようなこともあります。

以前から申し上げていたと思うんですが、河原の収益を町に入れるといった話がどうなっているのかなど、そのあたりのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまも御指摘いただきました行財政運営に関してでございます。

やはり、もうやっぱり貯金と言われている部分の取崩しというのは、もうやっぱり極力避けていかないと、それに頼っておりますともう本当にいつかは枯渇するという形になりますので、やはり様々な面での歳出削減、そして収入の確保というのは取り組まないといけないというのは述べさせていただいたとおりでございます。

その中で、河原の収益ということでございますけれども、やはりこれは投資だと私は考えておりまして、例えば河原、キャンプ場の話だと思っておりますけれども、キャンプ場にはもっと人が来ていただくということをやはり考えておりますので、現時点では河原キャンプ場の収益事業につきましては、収益につきましては、例えばトイレの改善であったり、もっと少なく、もっと利用客が増えるような、利用客向けのニーズに合わせたことに投資していただくということで現在のところ考えておりますので、現時点ではキャンプ場から得られる収益を町に入れていただくということは、現時点では考えておりません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

キャンプ場といいますと、以前からごみの処分量、またし尿等で経費が町民の負担となっているというようなこと、そのあたり前回もちょっと、町民がその河原のほうに投資していると思うんですけれども、そのあたりのやっぱり解消ということが必要なのかなと思うんですけれども、そのあたりのお考えはどうなんですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 河原のちょっとごみの話になりますけれども、この点、特に事業系ごみのほうで実際の事業者が負担している額と処理するものの差があるということで、その部分が町が負担、町なりが負担するという構造になっているという件であるかと認識しておりますけれども、このあたり相楽東部のほうの管轄になりますけれども、その中で課題としては挙げさせていただいております。

先般、私が連合長にならせていただいてから、特に3首長及び教育長との協議をする場というのを、定例的に協議をする場というところを設けまして、その中の議代の一つとして取り上げるという話で考えておりまして、実際的に内容、実際的にはこのような課題があるんだという形の問題提起はしております。

当然、今度規約変更なども必要になる、これ条例なのかな、変更も必要となりますけれども、このあたり、相楽東部内のほうで改善していくという形の部分で進める方向で協議はしておるところでございます。以上でございます。

すみません、し尿に関する件でございますけれども、そうですね、し尿処理に関するところというところまではまだ具体的に検討というのはできておりませんが、基本的にはやはり事業所が負担すべき額については、事業所のものについては事業所が負担すべきと考えておりますので、このあたりも広域、相楽広域の組合になるのかもしれないですけども、やっぱり様々な点で改善していくように取り組んでまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、7、持続可能な行財政運営の確立に向けてに対する質疑を終わります。

次に、8、「住民1,000人の声を聴くプロジェクト」の深化に向けてについて質疑を行います。

8に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

議長（西 昭夫君） これで、8、「住民1,000人の声を聴くプロジェクト」の深化に向けてに対する質疑を終わります。

次に、9、町の未来を左右する重要課題への挑戦について質疑を行います。

9に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

全般に関わる部分があるんですけれども、この 9 のところで移住・定住促進、空き家対策待ったなしの状況にあるということで書かれております。

保育園留学のところでも、将来的な移住促進につなげたいということは触れられているんですけれども、やはり重要課題ということで、きちっと項目をつくって、やっぱり政策方針をしっかりと立ててやっていくほうがいいんじゃないかと。この中で、もちろん重要な課題ということで、しかもすぐには解消できない、解決できないことというふうには触れられていますけれども、また方針、方針ですので 1 年間のということなので、まだ将来的な中長期的な課題でもあるということは分かるんですけれども、やはりきちっと柱として移住促進、移住・定住のことはしっかりと柱として立てたほうがいいのではないかとということと、もう一つは、こちらにも同様に含まれていますけれども、高齢者の施策について、最後のところで医療・介護体制の確立とか、またタブレットのところでは見守り機能であるとか、一部また草除去についてはヤギの、ヤギによる除草もしていくということで一部は触れられているんですけれども、やはり高齢者施策というところもしっかりと柱として位置づけていくほうがいいのではないかとというふうには考えるんですけれども、そのあたり今後どのようにされていくのか、お考えがあればお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ありがとうございます。

ちょっと 9 番のところにつきましては、ちょっと一くくりという形ではさせていただいておりますけれども、移住・定住、このあたり昨年の 7 年度のところでもちょっとお示していたものなので、ちょっとそこところは項としては起こさなかったんですけれども、やはり特に人口減少ということと、特に少子化対策といいますか、やっぱりもう子供たちが減っているということにつきましては移住の中で、解決とまでいかなくても移住の中で取り組んでいかないといけないということは十分認識をしております。

ただ、やはりこのあたり、なかなか町だけではできませんので、やっぱり民間の事業者さんとかこのあたり、例えば住宅の問題も出てくるというような感がありますので、これはもう様々なところを総合的に、住宅の確保もありますし、そして町の魅力づくりもありますし、教育もある、そして子育ての支援の充実というようなありとあらゆる面を総動員していかないと厳しいのではないかなという認識はしておりますので、そのあたりで行きますとやっぱりこの今回掲げた施策をしっかりと確実に進めていくことで、移住・定住のほうにつなげら

れるのではないかというふうには考えておるところであります。

そして、医療・介護体制の確立というのがございます。このあたり、正直この辺もすぐには答えが出せないということが正直ございます。

その中で、1つ私どもが考えておりますのが、例えば現在、町の中の主な診療所でありますと伊左治先生、伊左治医院さんとかの先生のほうとかともゆっくり話ができないかなと。今後の、それこそ5年後、10年後、将来を見据えた笠置町としての医療体制、そして介護体制はどうしていくべきなのかということなども率直に意見交換ができないかなというふうにも考えておりまして、このあたり私としての明確な答えというのは正直持ち合わせておりませんが、このあたり介護計画なども含めてやはりしっかり取り組んでいかないといけない課題、これにつきましても長い中長期的にも、短期的、中期的、長期的な視点で取り組めたらなというふうには考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、9、町の未来を左右する重要課題への挑戦に対する質疑を終わります。

最後に、全体を通して質疑を行います。

まず、西朋子議員の発言を許します。

2番（西 朋子君） 西朋子です。

どれも先送りにすることが許されない重要課題で、次世代へ希望をつなぐ取組であると述べられたとおり、優先順位はつけられず、すぐに結果が出るような課題ではありませんので、日々の取組が重要になりますが、町長がおっしゃられましたが、かなりのボリュームがあると感じました。職員は50名と限られている中で、どう取り組んで行かれるのかをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの施政方針のボリュームが大きいのではないかと、それでどう取り組んでいくかの件についてのお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、今回の施政方針、全部で18ページになってしまいました。これも本当に多岐にわたるものですが、全てが現在進行形のものでございまして、現在進行形ということをお願いすることは、実際のところ主に実現の方法としてはやっぱり外部の人材、職員以外の外部の人材の活用ということを最大限に活用して、実行できればなという

ふうに考えております。

これも例えになりますけれども、例えば町史編さんにつきましては、やはり大学の関係の専門家のほうに最終的には依頼するという形でなりますし、例えばネイチャーポジティブの考え方であれば、これ笠置の学校協働本部のほうが先に進めておられます、自然環境教育という形で進めておられますし、この中にも大学の先生なども関与いただいているということなので、やはり専門家のほうにも活用していきたいと、各分野のプロフェッショナルというのを使いながら実現できたらなと思っております。

あとの例えば保育園留学につきましても、実際実績のある企業というのがございますので、そこへの委託ということも考えておりますし、例えばにぎわい創出につきましては、昨年選ばせていただきました株式会社一であったり、観光振興プロデューサーの力というのも非常に大きなものがあるかなというのもございますので、その人材というのを確保していけたら、使っていけたらなと思っております。

これは、私、就任して2年がたちますけれども、やはり人が人を呼んで、またその人たちがまた新たな人を呼んでくるというような関係性が構築できてきたかなと思っております。この中にはやはり基本はやっぱり笠置を応援したいという、そのような気持ちを持って、志を持っていただいた方が集まってきていただけるということでございますので、やはり企画運営も含めてやはり外部人材に任せていくということで進めていけたらなと思っております。

ただ、それで行けば、じゃ町の職員は何をするのかという役割の件もあるかと思います。このあたりは、やはりその中でもやはり役場職員でしかできないということもあると思います。それは、やはり町民の皆さんとの接点というものはやはり役場の職員が担わないといけなかなとも思っておりますので、そのあたりはしっかり役割分担もしながら、外部人材をしっかり生かしながら、本施政方針の部分を実現できたらなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

町長も言われましたけれども、町長1人の力では希望を生むまちをつくり上げることはできません。町民の方々は、自分たちの町について必要としていること、やらなくてよいのではないかと感じていること、様々な意見をお持ちだと思います。

引き続き、町民の声を聞き、議会と協力を仰ぎながら町政運営に邁進していただくことをお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑……。

答弁はいいですか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、全体に対する質疑を終わります。

これで、施政方針に対する質疑を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第5、承認第1号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 承認第1号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

第7号の補正予算については、歳入歳出総額19億3,269万5,000円に、歳入歳出それぞれ285万8,000円を追加し、総額を19億3,555万3,000円とするものでございます。

1月19日時点において、1月23日衆議院議員解散、1月27日公示、2月8日投開票の日程で衆議院議員総選挙を執行する旨の表明がありましたが、執行経費を早急に予算措置する必要があり、臨時会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 承認第1号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件について御説明いたします。

先に歳出予算から説明をさせていただきます。

予算書8ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、2目衆議院議員選挙費として285万8,000円を計上しております。2月8日に執行されました第51回衆議院議員総選挙等に要する経費でございます。投票管理者や立会人等に係る報酬112万5,000円、職員の時間外手当48万8,000円、会議等の旅費5,000円、消耗品費やお弁当等の食糧費、投票所入場券の印刷製本費など需要費として21万1,000円、不在者投票用のレターパック代等の通信

運搬費や広報配布手数料、投開票速報に使用するオンラインシステムの回線接続手数料など役務費で27万5,000円、ポスター掲示場設置等に係る委託料25万2,000円、備品購入費は移動期日前投票所に使用するテントや投票係数機で50万2,000円を計上しております。

続いて、歳入予算でございます。

予算書戻りまして、7ページを御覧ください。

16款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金、5節選挙費委託金で衆議院議員選挙費委託金を、歳出に合わせまして285万8,000円計上しております。以上でございます。
議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

承認第1号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きいたします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して、起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第1号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、承認第1号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第6、議案第1号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第1号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

令和7年8月に発出された人事院勧告に伴い、12月議会において一部改正を可決いただいておりますが、令和8年4月1日施行となる改正を行うものでございます。

この改正により、通勤手当の距離区分の拡大と、外部の駐車場利用者に対する使用料を通勤手当に加算することができることとなります。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第1号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

今回の改正は、先ほど町長からの提案理由にありまして、令和7年8月に発出されました人事院勧告に伴いまして、令和8年4月1日の施行となります通勤手当について改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、3ページをお願いいたします。

まず改正、3ページですけれども、第13条通勤手当となります。改正の詳細につきましては、第1項第1号におきましては、通勤手当のこれ以降の改正によりまして文言整理を行ったものでございます。

それでは、続きまして第5ページをお願いいたします。

4ページ、5ページにつきましては、通勤手当の距離区分の変更によるものとなっております。現行では使用距離、これは自動車等の利用をしている職員に対しての通勤手当であります。今まで60キロメートル以上の通勤距離である場合は一律3万8,700円が上限となっておりますが、この60キロメートル以上を5キロメートルごとに追加されまして、最終100キロメートル以上である職員について上限6万6,400円を支給することができることとなりました。

続いてのページでございます。6ページをお願いいたします。

新たに第3項が加えられております。こちらは、第3項では、通勤のために外部の駐車場を利用する職員に対しまして駐車場料金、駐車料金を1か月当たり5,000円を上限とし

て通勤手当に加算して支給するものでございます。

外部の駐車場といいますのは、町が借り上げしている駐車場ではなくて、例えば公共交通機関と自動車を併用して、自宅から車を利用して駅まで行き、駅前に駐車場を借りてＪＲで通勤している職員が含まれてまいります。そういう場合にも対象となりますので、５，０００円、そういった支給の、駐車場利用者に対して５，０００円を上限として支給するものでございます。

説明としては以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第１号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第１号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第１号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第７、議案第２号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第２号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）が改正されたため、当町の関係す

る条例について所要の改正を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 議案第2号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件について御説明いたします。

町長の提案理由にもございましたように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、国が示す共通機能標準仕様書に基づく住登外者宛名番号管理機能を利用して行う事務及び情報提供について、個人番号の独自利用事務として条例に定める必要があることなどから、本町の条例について一部改正するものでございます。

新旧対照表で説明いたしますので、4ページを御覧ください。

まず、第1条では、番号法の改正により新たに引用する条項番号を追加しております。

次に、第2条では、第3号、第4号、第5号において番号法の改正により引用する条項番号について条ずれが生じたため、改めております。また、新たに第6号として特定個人番号利用事務、第7号として利用特定個人情報を追加し、用語の意義として番号法で規定している条項番号を引用して示しています。

続いて、5ページを御覧ください。

第4条では、番号法において別表第2が廃止され、特定個人上番号利用事務として定義されましたので、第1項及び第3項では文言を改め、第2項及び第5項では文言整理をしております。また、新たに第4項として住登外者の情報管理に関する事務を追加しております。

続いて、6ページを御覧ください。

別表第1につきましては、14項の「特定検診」の漢字を改め、また15項については後期高齢者だけではなく全ての世代の健康診査について対象となるため、併せて文言修正をしております。

最後に、別表第2につきましては、一番右の欄でございますが、利用する特定個人情報について、住登外者宛名に関する情報を追加しております。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第2号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第２号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第２号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第８、議案第３号、笠置町行政手続条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第３号、笠置町行政手続条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

行政手続法（平成５年法律第８８号）の一部改正に伴い、不利益処分に係る通知について、公示事項をインターネットによる閲覧等により確認ができることとなるため、当町の条例について所要の改正を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 議案第３号、笠置町行政手続条例一部改正の件について御説明させていただきます。

町長の提案理由にもございましたように、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の公布により、書面による揭示規制の見直しとして行政手続法の一部が改正され、特定の場所において書面で揭示することとしていた不利益処分に係る通知について、公示事項をインターネットによる閲覧等により

確認できるようになったため、本町の条例についても一部改正するものでございます。

新旧対照表で説明 3 ページを御覧ください。

まず、第 2 条では、見出しとして定義を付しています。

第 15 条では、聴聞の通知の方法について示しておりますが、現行では第 3 項において書面で事務所の掲示場に掲示することと限定しているところ、改正後は公示の方法によって行うことができるとし、次の第 4 項を新たに追加し、第 3 項で示しました公示の方法について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を取ることによって行うものとする明記しております。

つまりは、現行の事務所の掲示場に掲示する方法に加え、インターネットでの公表や事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示する方法を追加するものでございます。

ページめくっていただいて、16 条は、第 15 条において第 4 項を追加したことにより条ずれが生じたため改めるもので、その次の第 22 条第 3 項の前段では、こちらも第 15 条において第 4 項を追加したことにより、条文にも第 4 項を加えるものです。

また、後段については、第 15 条第 3 項及び第 4 項の条文を改めたことに伴い、文言整理を行うものでございます。

最後に、5 ページ、第 29 条においても、条ずれによる文言整理を行っております。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第 3 号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 号、笠置町調整手続き条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 3 号、笠置町行政手続条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第 3 号、笠置町行政手続条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 9、議案第 4 号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第 4 号、笠置町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、補償基準額が引き上げられたことに伴い、当町の条例についても所要の改正をするものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 議案第 4 号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件について御説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたように、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基準額が引き上げられたことに伴い、本町においても条例一部改正を行うものでございます。

新旧対照表 2 ページを御覧ください。

まず、第 5 条、補償基礎額について、第 2 項第 2 号の条文中、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9, 7 0 0 円から 1 万円に、最高額を 1 万 4, 5 0 0 円から 1 万 5, 0 0 0 円に改めております。

また、最終行の第 3 項は、非常勤消防団員等の扶養に係る保障基礎額の加算額について規定をしているものでございますが、次の 3 ページで示しております扶養親族の区分につきまして、現行では第 1 号としている配偶者を削除し、以降号数を繰り上げて第 5 号までに改めております。その上で、同項前段の条文について文言整理をしているものでございます。

続いて、別表では、補償基礎額表において、表頭勤続年数と表側階級により保障基礎額をそれぞれ改正しております。

なお、本条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日としております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第４号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第４号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第４号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

休 憩 午前１１時５８分

再 開 午後 １時００分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

申し添えます。３番、松本俊清議員及び４番、山本麻也議員につきましては、体調を考慮し、以後の採決におきましては挙手を起立とみなします。

議長（西 昭夫君） 日程第１０、議案第５号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例全部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第５号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例全部改正の件について、提案理由を申し上げます。

笠置町内における墓地の現状に鑑みまして、墓地の名称及び位置、墓地の管理等につきまして整理いたしまして、条例として明文化するものでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

議案第5号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について御説明させていただきます。

町長の提案理由にもありましたとおり、笠置町内の墓地の現状と条例を照らし合わせまして整理するものでございます。本議会への議案上程に際しましては、各区の区長さんをはじめ南部区と西部区にございます墓地を実際に管理されている代表の方にも、本条例の改正内容を事前に御説明させていただいておりますことを申し添えます。

それでは、本文の説明をいたします。

条例の名称につきましては、笠置町地域墓地の適正な管理に関する条例に改めさせていただきます。

第1条では趣旨をうたっておりまして、墓地埋葬法等に関する法律に基づきまして適正な管理が行われるよう、必要事項を定めるものとしております。

第2条、名称及び位置では、笠置町内にございます墓地について確認と整理を行いまして、名称と位置について明文化するものでございます。

第3条の管理では、墓地の管理をする者の定義と、管理者として墓地の永続性の確保や適正管理に努めるよう定義づけております。

次のページを御覧ください。

第4条の報告、指導及び助言では、町長として墓地の管理者に対して報告等を求めること、また指導や助言を行うことができるものとして明文化をしております。

第5条の委任につきましては、本条例に定めるもののほか、必要事項は別に定めることとしております。

なお、本条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第5号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

西部霊園につきましては、墓地の設置及び管理に関する条例に記載がなく、令和3年第1回定例会で墓地の条例を精査してきっちりした形で条例の改正が必要で、今後検討したい。また、令和4年6月定例会でも、西部霊園は町が設置したもので、墓地の設置及び管理に関

する条例を精査し改正するとのことでした。また、令和5年3月定例会で、改正等を行う前に区長等に現状の説明等を行った上で改正を検討すべきだと考えているとのことでした。また、令和6年2月定例会で、当時の町長は、西部霊園のみが町が設置した墓地で、他の墓地は集落墓地で、西部霊園と集落墓地を分ける必要があると発言をされておりました。

西部霊園と集落墓地を分ける必要があると思いますが、どのように検討されたのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

まず初めに、西部霊園につきましてですが、御指摘のとおり西部霊園は町が設置したものでございます。こちらの設置条例につきましては、次の段階での整備になるものとして検討が必要だということで考えております。

それから、議員おっしゃるとおり西部霊園と分けてという話になりますけれども、今回につきましては墓地埋葬法等に関する法律、こちらがございまして、そちらにつきましては、ちょっと読ませていただきますけれども、第10条のほうで、墓地、納骨堂または火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないと。第2項のほうで、前項の規定により設けた墓地の区域または納骨堂もしくは火葬場の施設を変更し、または墓地、納骨堂もしくは火葬場を廃止しようとする者も同様とするというような規定でございます。

一方で京都府の事務処理の特例に関する条例、こちらにつきましては一定の墓地の平米数のものにつきましては市町村のほうに事務が移管されるという形になっております。

その中で、こういった法律の中で墓地の設置、申し訳ないです、じゃないです、地域の適正な、墓地として適正な管理に関する条例ということで整理をさせていただきましたので、一旦西部霊園だけ別というわけではなく、笠置町内にあります墓地の名称と位置を設定しまして整理をさせていただくものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

西部霊園以外は集落墓地ということで、どうしてこのように条例に掲載する意義、必要性があるか、そのあたりの詳しい説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） ただいま申し上げましたとおり、地域墓地の適正な管理に関する

条例ということで整理をしましたので、こういった形になったものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

西部霊園につきましては町が設置した墓地ですので、前町長がおっしゃっておられましたように条例の制定をすべきと思いますが、いつ頃制定をされるのかお聞かせ願いたいと思います。

これは、でも私、令和3年からこの件について質問をしておりましたので、そのあたりの前向きな答弁をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） ただいまの質問で前向きにというお話ですけれども、できるだけ早期にそういった条例も整備できるようにという形でお答えさせていただきます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本議員です。反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

以前からこの条例につきましては、先ほど言いましたように令和3年度から私、申し上げて、もう何回も議会のほうで質疑をさせていただきました。それでやっと出てきたのが、この西部霊園と集落墓地と合わせた形の条例でございます。

前町長もおっしゃっていましたように、西部霊園が町が設置した唯一の墓地であるということで、そのあたりの条例整備が必要だということです。私もそのとおり思いますので、そのあたりちゃんと設置条例をされるよう強く求めて、この件については反対の討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例全部改正の件を採決いたし

ます。

この採決は起立によって行います。

議案第5号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例全部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立少数です。したがって、議案第5号、笠置町墓地の設置及び管理に関する条例全部改正の件は、否決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第11、議案第6号、笠置町保育所条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 議案第6号、笠置町保育所条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

笠置保育所において、令和8年度から乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を開始するに当たり、笠置町保育所条例の一部を改正を行うものでございます。

施行日は、令和8年4月1日からでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) それでは、議案第6号、笠置町保育所条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の改正は、町長の説明にもありましたとおり、笠置保育所において令和8年度から乳児等通園支援事業を開始するに当たり、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

第3条第1項第3号では、保育所での事業に乳児等通園支援事業を加えております。

第10条第2項では、条項番号等の整理をさせていただいております。

それから、第12条として乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度について規定をしております。

第1項では、乳児等通園支援事業は、乳児等に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児等や保護者の養育環境などを把握するための面談を行うことや子育て情報の提供、助言

等を行う事業としております。

4 ページをお願いいたします。

第2項では、利用を希望する場合は、申込みに先立って乳児等支援給付認定を受けることを定めております。

また、第3項では、利用した乳児等の保護者は利用料を納付しなければならないことを、第4項では利用料の額は1時間当たり300円とすることを、また第5項では生活保護を受けている保護者の場合等は利用料の一部を免除することができる規定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第6号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そもそもの乳児等の通園支援事業とは具体的にどういった事業なのか、詳しく説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

乳児等通園支援事業についてですが、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設された新たな通園制度でございまして、対象者は保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の方が対象となるものでございます。また、月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用が可能となっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

予算書では、乳児等通園支援事業費として3万6,000円が計上されておりますが、その算出方法について説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

3万6,000円ですか、1か月当たり10時間ということで、1時間当たりの単価が300円となりますので、1か月当たり3,000円となります。その12か月分で3万6,000円として1人分を計上させていただいております。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

条文の中に、規則で定めるという規定がされているんですけども、どのような規則になっているのか説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

規則に定めるところで、今その規則の中身について課内のほうで検討しているという状況でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 6 号、笠置町保育所条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 6 号、笠置町保育所条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第 6 号、笠置町保育所条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 12、議案第 7 号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件、日程第 13、議案第 8 号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件、日程第 14、議案第 9 号、笠置町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件、日程第 15、議案第 10 号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件の 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第 7 号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件、議案第 8 号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件、議案第 9 号、笠置町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件、議案第 10 号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件の 4 件について、一括して提案理由を申し上げます。

この 4 本の条例につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等関係省令の一部改正に伴い、同省令を引用する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第 7 号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件、議案第 8 号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件、議案第 9 号、笠置町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件、議案第 10 号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件の 4 件について、一括して御説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、国が定める指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令、指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域密着型サービス等の基準を定める 2 件の条例及び介護予防支援及び居宅介護支援の基準等を定める 2 件の条例の合計 4 件の条例をまとめて改正するものでございます。

まず、改正条例の議案第 7 号と第 8 号、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護

予防サービス等の基準に関わる条例でございますが、これらの条例は、小規模多機能型居宅介護やグループホーム等の指定、地域密着型介護サービスや指定地域密着型介護予防サービスの基準について定めているものでございます。

現在、笠置町において指定地域密着型サービスの提供はなされていない状況となっておりますが、しかし各サービスの人員、設備の基準については本町において整備しておく必要があります、国の基準の改正に合わせて条例改正を行っているものでございます。

続いて、改正条例の議案第9号、第10号、介護予防支援及び居宅介護支援の基準に関わる条例でございますが、これらの条例は、介護予防支援事業所及び居宅介護支援事業所の人員や運営等の各種基準について定めているものであり、これらについても国の基準の改正に合わせて条例改正を行っているものです。

それでは、主な改正内容について御説明に移らせていただきます。

新旧対照表で説明させていただきます。

まず、議案第7号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件の31ページをお願いいたします。

第7条の管理者の部分でございます。サービス提供の管理や経営の能力を持つ人材には限りがある中で、提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、全てのサービスを対象に管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一施設内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するための改正を行うものでございます。

なお、以降の条項においても同様の改正が行われておりますが、その部分についての説明は割愛させていただきます。

続いて、32ページでございます。

第9条でございます。第9条の第2項第1号では、新たな情報通信技術の導入、活用に対応する観点から、フロッピーディスクやCD-ROMといった特定の媒体名を削り、電磁的記録媒体というふうな総称的な規定に改正するものでございます。

次は、下段の24条でございます。24条では、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、現行の運営基準上、身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定のない訪問系、通所系サービス等については、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないということとし、身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録することとする規定を新たに設けておるものでござい

ます。

また、既に身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定がある多機能系のサービス等につきましては、身体的拘束等の適正化のための措置、委員会の設置や指針の整備、研修の実施を義務づけるように改めるものでございます。

これらにつきましても、以降の条文で同様の改正が行われておりますので、その部分については割愛させていただいております。

次に、35ページをお願いいたします。

掲示の部分でございます。掲示では、書面掲示規制の見直しをしております。事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規定の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトにも重要事項を掲載することを義務づけるように改めております。

ちょっとページ飛びまして、71ページをお願いいたします。

中段の106条の2、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する方策を検討するための委員会の設置の部分でございます。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけを新たに追加しております。

106条の2では、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、居住系サービスについて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるように改正しております。

なお、令和9年3月31日までは義務づけを努力義務という緩和措置が設けられております。

80ページをお願いいたします。

125条の協力医療機関等でございます。125条では、協力医療機関等では、高齢者施設内での対応が困難な利用者に対して適切な対応が行われるよう、医師または看護職員の相談対応を行う体制や、医療や入院を受け入れる体制を確保するために協力機関を定めることを義務づけております。

109ページをお願いいたします。

今の条文についても、以降の条文で同様の改正が行われております。

197条の指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針のところでございます。第

1 項第 1 号では、介護保険法の改正により看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での通い、泊まりにおける看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴う改正を行っております。

以上で第 7 号についての説明は終らせていただきます。

次に、議案第 8 号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件でございますが、これらは要支援者、認定、要支援認定者に対して提供される地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の改正内容となっており、先ほど議案第 7 号にて説明した内容から看護小規模多機能型居宅介護のサービスの明確化を除いて同様の改正するものになっております。

次に、第 9 号、笠置町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件につきましては、これは要支援者のケアプラン作成、ケアプランを作成する介護予防支援の基準を定める条例の改正内容となっております。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

1 2 ページをお願いいたします。

従業員の員数でございます。第 4 条、従業員の員数では、指定居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受けて指定介護予防支援の提供に当たる場合の人員及び運営基準について定めております。

次に、2 0 ページをお願いいたします。

2 0 ページ、第 2 3 号、掲示でございます。事業所内の書面掲示を求める事業所の運営規定の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトにも重要事項を掲載することを義務づけるよう改正しておるものでございます。

2 2 ページをお願いいたします。2 6 ページをお願いいたします。ごめんなさい、2 2 ページでございます。すみません。

第 3 2 条でございます。第 3 2 条では、文言や規定の整理をするため各号の全部改正としておりますが、その中でも第 3 2 条第 1 項第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 では、指定介護予防支援の提供の際、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録することとしております。

26ページをお願いいたします。

第32条第1項第16号では、人材の有効活用及び指定介護予防サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、モニタリングについてはこれまでと同様3か月に1回、利用者の居宅に訪問して行うことを原則としつつも、利用者の同意を得ること、また介護サービス担当者会議等において利用者の心身の状況が安定していること、利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通等ができること、また担当職員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報等については担当者から提供を受けることについて主治医、また担当者その他の関係者の合意を得ることの要件を満たした上で、3か月を1期間として少なくとも連続する2期間に1回利用者の居宅を訪問し面接をする場合には、利用者の居宅を訪問しない期間はテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする改正を行っております。

次に、議案第10号でございます。

これは、要介護認定者のケアプランを作成、居宅介護支援の基準を定める改正となっております。

6ページをお願いいたします。

従業員の員数のところでございます。第4条では、指定居宅介護支援事業所ごとに1人以上の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について見直す改正でございます。

第2項では、原則要介護者の数が44人以下であれば必要なケアマネジャーは1人とし、44人の倍数ごとに1人ずつ増やすこととするものでございます。

第3項では、指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電信的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ事務局員を設置している場合においては、要介護者の数が49人以下であれば必要なケアマネジャーは1人とし、49の倍数ごとに1人ずつ増やすものとするものでございます。

以降、説明いたす内容については、議案第9号についても説明しておりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

8ページ、第5条第3項第2号では、管理者の兼務範囲を明確化するための改正をしております。

10ページをお願いします。

第6条第5項第2号では、フロッピーディスク等の記録媒体の規制の見直しをしております。

11ページ、第15条第1項第2号の2、第2号の3では、身体的拘束等の適正化について改正をしております。

13ページをお願いいたします。

第15条第1項第15号では、テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施についての改正をしております。

15ページをお願いします。

第24条では、掲示では、事業者の運営規定の概要等の重要事項について、書面掲示に加え原則としてウェブサイトに掲載することを義務づける内容としております。

以上で説明を終らせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから、議案の順に質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。議案第7号の質疑を行います。

議案第7号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

松本議員及び山本麻也議員は、賛成される場合は、以後、挙手をお願いします。

議案第7号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立及び挙手をお願いします。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第7号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号の質疑を行います。

議案第８号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第８号の質疑を終わります。

これから議案第８号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで議案第８号の討論を終わります。

これから議案第８号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第８号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 起立、挙手全員です。したがって、議案第８号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号の質疑を行います。

議案第９号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第９号の質疑を終わります。

これから議案第９号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで議案第９号の討論を終わります。

これから議案第９号、笠置町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正

の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第9号、笠置町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

(賛成者起立及び挙手)

議長(西 昭夫君) 起立、挙手全員です。したがって、議案第9号、笠置町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の質疑を行います。

議案第10号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第10号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

(賛成者起立及び挙手)

議長(西 昭夫君) 起立、挙手全員です。したがって、議案第10号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第16、議案第11号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第11号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を新たに含めるため、条例の一部を改正するものでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

議案第11号、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長の提案理由にもございましたとおり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律、こちらの施行に伴いまして、国民健康保険税として新たに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含め徴収するに当たりまして、条例の一部を改正するものでございます。

なお、今後に予定されております政令では、今回の一部改正には含まれていない子ども・子育て支援納付金の課税限度額、軽減判定所得の見直しなどが年度内公布予定となっておりますので、そちらにつきましては公布後に改めて改正することとしております。

それでは、新旧対照表に基づきまして説明させていただきますので、議案書の3ページを御覧ください。

第2条、課税額についてでございます。こちらでは、国民健康保険税として新たに子ども・子育て支援納付金を含めるものとして条文を追加しております。

また、次のページ、4ページでございますけれども、同じ第2条第4項の次に第5項を追加しまして、子ども・子育て支援納付金の課税につきましては、医療分や介護納付金分などと同様に所得割、均等割、平等割、この3方式として課税する旨を定めた条文を追加しております。

6ページを御覧ください。

こちらは、第9条の3から第9条の6まで新たに条文を追加しておりまして、子ども・子育て支援納付金に係る所得割額や均等割額などの税率を定めるものでございます。

こちらの税率につきましては、京都府より試算され提供を受けました子ども・子育て支援納付金の納付額をベースに税率を定めております。

なお、その他の改正につきましては、条文の追加によるものや文言の整理による改正となっております。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第11号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議案第11号につきまして質疑をさせていただきます。

これは、国のほうの法律で規定をされていますので、当町での裁量権はほとんどないというふうには認識しております。

しかし、一方で、子ども・子育てのための財源として国保税に別途また上乘せという形で、別途徴収する形で徴収していくという内容になっております。

当町にはなかなか裁量がない面があるんですけれども、やはりこの公的な医療保険制度の中で子供や子育ての支援の事業の費用を取るという形は、財源の在り方としてはあまり好ましくないのではないかというふうにも考えます。

当町としては、今後、国等への要望も含めまして、やはり財源の在り方についてはもっと違う形のものも含めまして臨んでいただきたいというふうに思うんですけれども、その点はどうにお考えかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

財源として国保に含めるのはあまり好ましくないというようなお話でございますけれども、一定国の方針として定められた流れでありますので、そちらにつきましては一定この子ども・子育て支援金を国保税に含めてやっていくというのが本筋ではないかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

国の法律の要請というものは、なかなか自治体の判断で裁量がなかなか働く面がないというのはもちろん承知した上のことなんですけれども、しかし一方で、自治体としてはやっぱり財源、どこからお金を徴収するかということもやっぱり考慮事項の一つではあるとは思いますが。

その中で、この範囲の中では難しくても、やはり当町として現にこの条例を提案をされて、当然可決されればこの中で徴収することにはなりますけれども、そこにはなかなか直接には当町として否決、反対の立場を取るというのは難しくても、そのもっと大きな枠の中では、やはり自治体としての役割として、もう少し財源の在り方についてはこういう方法じゃない方法の提案であつたりとか、もっと違う形でものの考え方をやはり出していくということも大事なのではないかというふうに思うんですが、そのあたりは今後どのように対応されるのかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

自治体としての在り方という話なんですけれども、行く行くは国保の広域化、税率の統一化というのも見据えた中で、国保税については動いていっている状態にございます。その中で、今の時点で子ども・子育て支援金につきまして特別にうちだけ、笠置町だけ徴収しないという方向はなかなか難しいのではないかなというふうに思っています。

ですので、現時点では財源というほかの徴収の仕方、埋め方、確保の仕方を含めまして、議員の言われていることも一定ちょっと理解するところはあるんですけれども、そういった国の流れもあるということも御理解いただけたらというふうに思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。反対で。

まず、原案に反対の者の発言を許します。1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

議案第 11 号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について、反対討論を行います。

これは、先ほどの質疑の中でも触れましたけれども、国の法律の要請に基づきまして、当町としてはなかなか裁量権の働かない分野ではあります。

しかし、一方で国保税の税率自身がなかなか高く大変だという声も住民の方からお聞きしています。その中で、上乗せして徴収することになっていきます。

事業そのものは、子ども・子育てに使われるということで、その内容自体はいいことだと

いうふうに考えておりますけれども、公的医療保険から徴収するという財源の在り方、取り方、徴収の仕方ということについてはやはり疑問がありますので、反対とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから議案第 11 号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第 11 号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 起立、挙手多数です。したがって、議案第 11 号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 17、議案第 12 号、笠置町介護保険条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第 12 号、笠置町介護保険条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

令和 7 年度税制改正により、給与所得控除の引上げを踏まえた介護保険法施行令の改正に伴い、令和 8 年度の介護保険料率の算定に関する特例を定めることから、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、令和 8 年 4 月 1 日からでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 議案第 12 号、笠置町介護保険条例一部改正の件について御説明させていただきます。

まず、今回の改正につきましては、令和 8 年度限りの措置でありますので、附則において規定しております。

1 ページをお願いいたします。

まず、今回の特例減免の内容に入る前に、改正までの流れを説明させていただきます。

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに就業調整にも対応する観点から、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。

一方、介護保険制度は原則3年を1期とするサイクルで市町村において保険料収入を見込んだ上で事業を行っております。

介護保険料は、市町村民税の課税状況、合計所得金額等を算定基準としておりますので、今回の税制改正により介護保険料収入が減少し、現在の第9期介護保険事業計画において保険料収入不足による事業運営に支障を来すおそれがあることから、令和8年度の介護保険料については、令和7年度税制改正による給与所得控除等の引上げを適用せずに、従来の基準によって算定されるものと介護保険施行令の規定が改正されております。

今回提案の条例改正では、令和7年度税制改正による給与所得控除の見直しを受け、第1号被保険者で住民税非課税の範囲内で就労時間の調整を行った者が介護保険施行令の規定により保険料段階が上がる場合でも、その者を非課税として判定する保険料段階まで保険料を減免する特例措置を設けるものでございます。

以上が附則第9条、第1項及び第2項についての説明となります。

同条第3項については、特例減免に該当する保険料の納税義務者には減免後の額を通知するため、減免申請を要しないことの規定を行っております。

なお、本条例の施行日は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第12号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号、笠置町介護保険条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第12号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手

願います。

(賛成者起立及び挙手)

議長(西 昭夫君) 起立、挙手全員です。したがって、議案第12号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時25分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長(西 昭夫君) 日程第18、議案第13号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件、日程第19、議案第14号、笠置町産業振興会館設置及び管理条例一部改正の件、日程第20、議案第15号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件、日程第21、議案第16号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件の4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 議案第13号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件、議案第14号、笠置町産業振興会館設置及び管理条例一部改正の件、議案第15号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件、議案第16号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件の4件について、一括して提案理由を申し上げます。

平成12年に笠置町運動公園を、平成2年に笠置町産業振興会館を、平成28年にはサテライトワークスペース等の交流拠点施設を、平成30年に多世代交流施設つむぎてらすをそれぞれ設置し、消費税率の見直し以降も使用料は据え置いてまいりましたが、近年の物価高騰による維持管理コストの増大に伴い、受益者負担の適正化から、それぞれの使用料を改定するものでございます。

施行日は公布日からですが、令和8年7月1日以降の使用分から対象となります。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。参事。

参事(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第13号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件、議案第14号、笠置町産業振興会館設置及び管理条例一部改正の件、議案第15号、笠置町交

流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件、議案第16号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件について説明させていただきます。

まず、各施設の使用料の経過から説明させていただきます。

平成26年4月に、消費税率が5%から8%に改定されました。その際、内税表示となっておりました消費税の表示を外税表示にすること、また公共団体でも消費税を徴収することとなり、こういった改正を行ったものでございます。

消費税5%のときに1,000円としておりました使用料を、この平成26年に926円とし、8%の消費税を加算して1,000円とする改正を行いました。これにより、実質使用料としては値下げするという形になっておりました。

産業振興会館は平成2年に設置、笠置町運動公園は平成12年に、交流拠点施設は平成28年、つむぎてらすは平成30年にそれぞれ設置しておりますが、さきに説明いたしました内容以外、改定は行われておらないというところでございます。

近年の物価高騰により、維持管理コストの増大に伴いまして、受益者負担の適正化から、平成26年からの物価上昇率を参考に15%の引上げを行って、それぞれ使用料を改定するものでございます。

令和8年4月1日以降の使用分から対象とし、施行は公布の日からとなります。

それでは、個別の説明をさせていただきます。

まず、議案第13号、運動公園の設置の分でございます。運動公園の使用料でございます。新旧対照表3ページをお願いいたします。

一部の例ではございますが、町内団体にありましては、グラウンド半日使用を1,389円から1,600円に、町外団体では、半日使用2,778円を3,200円とするものでございます。

上の使用料の減免の11条の2ですが、こちらは既に規則のほうで減免規定を設けておりましたが、ほかの条例と同様に減免規定を条例の中で設けることとして追加したものでございます。

続いて、議案第14号、こちらは産業振興会館の使用料金となります。

こちらでも新旧対照表のほうで説明させていただきますので、3ページをお願いいたします。

現行、先ほど言いましたように926円が基本となっておりました使用料を、1,200円というところを基本として、それぞれ先ほど言いました15%程度を掛けたもので上昇したものを算定しております。

表のほうで第1研修室、現行では第1研修室、第2研修室それぞれの金額としておりますが、1回の研修室全面を使う場合はこの合計としておりましたのを、表の中で研修室として全面使用の分を新たに追加しております。

表の体裁について、冷暖房使用料については括弧書きとして記載させてもらったものでございます。

14号は以上となります。

続いて、第15号でございます。こちらは、笠置町交流拠点施設になりまして、サテライトワークスペース、それから移住・定住促進プラザ、お試し交流スペースになっております。

こちらも新旧対照表で説明させていただきますので、3ページをお願いいたします。

別表1では、笠置サテライトワークスペースの使用料を記載しております。まず、貸席におきましては、1日と3時間と1月の単位でございますが、3時間の単位については時間、3時間の時間規定を設けたものとして、3時間463円から600円に改定しております。ほかの施設と同様、1日単位として926円を1,200円に改定しております。

第2表におきましては、移住・定住促進プラザとなります。こちらにつきましては、1時間926円としておりますのを、1時間当たり1,200円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

こちら、笠置町お試し交流スペースでございます。いわゆるお試し住宅と言っているものでございますが、町長の施政方針の中でもありました保育園留学を実施していくというところもございまして、一時的な住居として使用いただけるよう、今まで1週間の区分しかかったものを日帰りや1泊2日、また1か月の長期というところで規定させていただいております。日帰りにつきましては2,000円、1泊2日については3,000円、1週間は2万円、1か月の長期滞在につきましては5万円というところで規定しております。

15号につきましては以上です。

続いて、議案第16号でございます。第16号は、多世代交流施設になりまして、通称つむぎてらすの使用料となっております。

こちらも新旧対照表のほうで説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

使用料でございます。使用時間区分については変更がなく、ほかの施設と同様926円というところを1,200円を基準といたしまして、それぞれ15%の増率を掛けまして算定をしております。

なお、1ページ戻っていただきまして第8条でございますが、減免の、使用料の規定のと

ところで免除または減額、使用料の減免をした場合であっても、冷暖房料や調理室の実費の光熱水費は徴収するというふうに規定をさせていただいております。現行も、調理室にあっては500円の使用料を徴収をさせていただいておりますが、冷暖房につきましては他の施設同様、こちらの実費徴収というところで規定させていただいたものでございます。

使用料4件につきまして、以上の説明となります。

議長（西 昭夫君） これから、議案の順に質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

初めに、議案第13号の質疑を行います。

まず、向出健議員の発言を許します。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。議案第13号につきまして質疑をさせていただきます。

今回、料金の引上げということで、物価高騰によるコストの増大、そして受益者負担の適正化ということで提案をされております。

公共施設の利用は、社会的な交流や文化的な活動をする場として公益性を持っていると考えます。物価高騰で皆さんの家計負担が増えているときだからこそ、商業の考えとは違う基準で自治体が負担を抑え、文化的、社会的交流の施設として利用しやすくするのが本来ではないでしょうか。こうした点を踏まえ、当町の公共施設の利用料金に対する考えをお聞きいたします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

さきほど説明させていただきましたとおり、平成26年からの物価上昇率を参考に、約15%の引上げといたしました。議員おっしゃるように商業的なもうけるという意味での改定ではございません。利用料を免除する減免の規定はしておりますが、免除するということはその分は一般財源となりまして、利用されていない方の税金を充当する必要がございます。利用される方と利用されない方との間の公平性を確保いたしまして、税金だけに頼らないサービスの提供を行うためにも、受益者の方に負担をお願いするというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

税の、料金等公平性の観点と言われますけれども、あくまで公共施設、特にこういう文化的なもの、またスポーツ、運動公園はスポーツですけれども、その他の議案では公共施設も

含まれて料金の引上げが提案をされております。

本来なら、これらの使用料を増やすような方向、そして地域の交流であったり、よそからも含めまして文化交流の場として提案するのがまず第一の目的なのではないかというふうに考えています。

運動公園は、一定野球のものであったり集団の方のほうもあつたりして、利用はそれなりにされている面もあるようにお聞きしてきていますけれども、その他の公共施設についてはなかなか利用が進んでいないという面もあると思います。それらのやはり利用を促進するという観点からは、やっぱりこの状態で料金を上げて、より利用していただけるというよりは、むしろ利用控えが起きてくるのではないかと、使用頻度が下がってくるのではないかと、うおそれを感じるんですけれども、そのあたりはどういうふうに検討をされて。

むしろ、もっと言いますと、料金をもっと安くして、もっと利用を促すというのが積極的な攻めの自治体のやり方なんじゃないかなというふうに考えるわけです。そういう点から行くと逆に上げていますので、やっぱりコストの回収という面がすごく押し出されているんじゃないかと。

そうじゃなくて、やっぱり文化交流として公共が提供しているというまさにその意味をまず前面に考えていただきたいという点で、ちょっとどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

コストの回収という、そういうことだけではないというところでございます。先ほども言いましたとおり、減免の規定につきましては町内団体さんのほうには手厚くさせていただいておりますし、町外の、例えば運動公園にしましたら町外団体の方の利用はかなり多い状況でございます。だからといってすごく高くしてしまうということではなく利用を抑えた中でほかの、ほかを利用されているうちの運動公園の利用団体さんも、もう少し上げてもお声もいただいたところではございますが、それこそ公共団体としてそこでたくさん、たくさんというか高く設定するということもできません、できないといえますかする必要もないと思いましたので、今の物価上昇率の実質的な金額にさせていただいたところでございます。

利用頻度を上げるというところでございますが、今実際、運動公園以外につきましては、町内団体の方が使われているのが9割以上、つむぎてらすにおきましてはほぼ町内の団体で使用料はかかっていないというところでございます。その中で、本当に実費の部分だけ御負

担いたきたいというところがございますので、今回の改定に至ったというところでございます。

議長（西 昭夫君） ほかに。1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

利用料、利用を促すという点では、これマイナスの側面がどうしても出ると思うんです。むしろより利用しやすくなったというわけではありませんので、料金の面だけで行きますとですけれども。

そういう公共施設の利用についてはもっと工夫したいということで、また何か参事のほうからも、それはサテライトオフィスの件ですけれども、そういう発言もあったように、もっと改善して利用がしやすいようにということも言いながら、やはり利用料を上げるという対応は、その利用促進という点ではどういうふうに整合性を取られて考えておられるのか。より利用しやすくなったとはとても言えないと思いますので、そのあたりはどういうふうな展開といいますか、考えをお持ちでやっておられるのかなということをお聞きしたいんですけれども。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの利用促進の件でございますけれども、利用促進に関しても、正直料金だけではないと思います。やはりサービスの向上なんかも利用促進にはつながってくるかと思います。

今回は、ちょっと料金改定という視点で述べさせていただきましたけれども、例えば、そうか、これはちょっと別か、運動公園にいたしましても、正直町外の方の利用というのが非常に多くなってきておりますし、その辺でいえば様々な要望なんかも出ておるのも事実でございますので、それにも応えていける、いきたいと思っております。

その辺から考えますと、やはり料金とかだけが決して利用促進ではないというふうにも考えておりますので、あくまでもトータルで、利用促進についてはトータルで考えないといけないというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで議案第 13 号の質疑を終わります。

これから議案第 13 号の討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

議案第 13 号について反対討論をさせていただきます。

先ほど来から物価高騰の問題、そして受益者負担の適正化ということで引上げの提案がされております。

今、自治体に求められる役割は、物価高騰が続いている中ということもありますので、やはりそういう中で皆さんの家計負担が増えている、支出が増えているというところで、公共の団体として自治体としてはそこをカバーするのが本来の役割じゃないか。少なくとも今の時期に上げるということは、さすがに違うのではないかと考えます。

それから、利用をやはり促進していく上で、料金の問題というのはかなり大きい部分もあるんじゃないかというふうに思います。減免の規定等も合って考慮はしていただいていますけれども、やはりその点ではマイナスの、使用頻度が減るとか抑制に働く面もあるのではないかと懸念をいたします。

以上を反対理由として、討論を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで議案第 13 号の討論を終わります。

これから議案第 13 号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第 13 号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第 13 号、笠置町運動公園の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号の質疑を行います。

議案第 14 号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

令和 6 年 2 月定例会において、産業振興会館もつむぎてらすのように使用料の軽減、減免ができないかと質問をした際、設置の目的と住民相互の交流を深め、設置目的を考慮した中

で、より利用していただきやすい施設とするため、料金の設定や減免規定を含めた見直しの検討は必要と答弁されておりましたが、住民相互の交流を深めるため、使用料の軽減、減免についてどのように検討されたのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

減免規定につきましては、今回、改正等しておりません。この使用料につきましては、今回、使用料の金額についての算定なり協議を行いました、申し訳ないです、減免規定については現状のままというところで進んでおります。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

つむぎてらすは、使用料が免除になるため予約が早く埋まるようです。ほかの町内施設とのバランス等も考慮した上で、ぜひともコミュニティーの醸成を目的とした会議、住民相互の交流を深めるといったところで、使用料の軽減、減免を検討していただけないでしょうか。お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

おっしゃいましたとおりつむぎテラスのほうは、先ほど答弁もさせていただきましたとおり、町内の団体さんにありましてはほぼ無償で、無料で御利用いただいているところですので、減免規定のほう、規則のほうでも見ておりますので、そこら協議させていただきまして、条例改正必要であれば次期議会のほうでも提案させていただくなり検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで議案第 14 号の質疑を終わります。

これから議案第 14 号の討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

議案第 14 号について反対討論をさせていただきます。

先ほどの第 13 号と同様の面も含めまして、自治体としては交流の場を提供していくということが必要だと思います。その点で、料金の引上げというのは利用の促進よりも抑制の方

向に向かうのではないかと懸念がされます。

その点を指摘をいたしまして、反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで議案第 14 号の討論を終わります。

これから議案第 14 号、笠置町産業振興会館設置及び管理条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第 14 号、笠置町産業振興会館設置及び管理条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 賛成少数です。したがって、議案第 14 号、笠置町産業振興会館設置及び管理条例一部改正の件は、否決されました。

次に、議案第 15 号の質疑を行います。

議案第 15 号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

まず、これらサテライトワークスペースの利用実態、一体年間どれぐらいのものであるのか。それから、先ほど保育留学においても使えるような形という話があったと思うんですが、これこのまま行くと結構な金額になってしまうんですが、その保育留学との兼合いではこのままの料金を本当に取られるということなのか、そのあたりお聞かせをいただければと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

サテライトワークスペース、サテライトオフィスに関しましては、有料と、料金徴収となる利用というのはほぼない状況でございます。東部区さんであったりとか町内の団体の方が使われているというところとどまっております。そちらのほうは、使用はかなり回数的にはございます。

それから、お試し交流スペース、保育園留学での利用ということですが、一応この 4 つの段階でどのような利用というところを希望で来られるか分かりませんが、一応こうい

った料金設定にはしておりますが、今後その委託事業で、令和８年度におきましてはこの保育園留学につきましては委託に、委託の事業といたしまして実施する予定でございます。ですので、初年度というところでもありますし、その委託費用の中にこの委託事業者とのやり取り、また補助金、交付金との関係もございますので、まだこの金額で行くのか、それとも提示される金額があるのか、また減免というところを活用できるのかというところも、今後の協議の中で決まっていくものと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで議案第１５号の質疑を終わります。

これから議案第１５号の討論を行います。討論はありませんか。

まずは、原案に反対の者の発言を許します。１番、向出議員。

１番（向出 健君） １番、向出です。

議案第１５号について反対討論を行います。

議案第１３号、１４号と同様の理由も含めまして、先ほど町内関係の利用はかなりあるということでしたけれども、なかなかそれ以外の利用が少ないという回答もありました。やはり、利用促進の面から見ても逆行しているのではないかというふうに考えます。

以上で反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで議案第１５号の討論を終わります。

これから議案第１５号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第１５号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 賛成少数です。したがって、議案第１５号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、否決されました。

次に、議案第１６号の質疑を行います。

まずは、向出健議員の発言を許します。１番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

議案第 16 号について質疑をさせていただきます。

つむぎてらすにおいては、町長が認めた会議や事業について、地域振興、住民福祉の向上、コミュニティーの醸成を目的とした互助活動と認めることを内容として、使用料を免除することができる設定していますが、この場合でも空調の使用は有料となる新たな規定がされております。

例えば夏場においては、涼やかスポットとして住民や観光の方に無料で涼んでいただくということもしている一方で、別途空調の使用については有料にするということは整合性がないのではと感じますが、どうお考えでしょうか。

また、地域の活性化や地域住民の交流の促進、支援という点でも、空調の有料化はその活動を抑制する面があるのではと考えますが、どうお考えかお聞きをいたします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

議員おっしゃいましたとおり、涼やかスポットとしてつむぎてらすのほか町内の施設のほうも指定しておりますが、涼やかスポットを利用される方から、個人の方から徴収しようというふうなことは考えておりません。入館料ではございませんので、会議であつたりとかそういう事業で各部屋を使用される場合に、使用料と冷暖房使用料を徴収させていただくというふうなものでございます。

つむぎてらすにつきましては、地域振興、住民福祉の向上、またコミュニティー等々、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、これに関しまして免除規定を設けておりますので、町内の団体、事業で使われる団体さんにあつては現在無料で御利用いただいている状況でございます。

議案の説明のところでも申しましたとおり、調理室につきましては現状も実費を負担をお願いしているところでございますし、空調につきましても他の施設同様実費の負担をお願いしたいというところで上げさせていただいたものでございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで議案第 16 号の質疑を終わります。

これから議案第 16 号の討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

議案第 1 6 号について反対討論をさせていただきます。

議案第 1 3 号から 1 5 号と同様の意見とともに、実際に利用している団体の構成メンバーの方から、空調の料金を支払うとなるとかなりちょっと厳しくなる面があるという意見をお伺いをいたしました。そうしたことも含めまして、また住民の交流の場をきちっと提供して、その利用抑制がならないようにしていくためにも、本来なら利用料金をもっと下げるとか含めまして、もちろん町内の方は無料になっていますけれども、町外との今後交流も含めてもっと活発な利用という点も考えますと、やはり利用料金というのはネックになるということをもう一度申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで議案第 1 6 号の討論を終わります。

これから議案第 1 6 号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第 1 6 号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 起立、挙手少数です。したがって、議案第 1 6 号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例一部改正の件は、否決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 2 2、議案第 1 7 号、令和 7 年度笠置町一般会計補正予算（第 8 号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第 1 7 号、令和 7 年度笠置町一般会計補正予算（第 8 号）の件について、提案理由を申し上げます。

第 8 号の補正予算については、歳入歳出総額 1 9 億 3, 5 5 5 万 3, 0 0 0 円に歳入歳出それぞれ 1, 4 7 7 万 7, 0 0 0 円を減額し、総額を 1 9 億 2, 0 7 7 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

主な内容としましては、食料品等物価高騰支援給付金事業及び物価高騰対策水道料金支援

事業による増額、また臨時財政対策債償還基金費分の積立てに伴う基金管理事業の増額のほか、事業費等の確定に伴う不用額を減額補正しています。

歳入につきましては、普通交付税の再算定による増額分の4,379万6,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,455万3,000円、デジタル基盤改革支援補助金2,708万7,000円を増額計上しております。

また、基金繰入金では、ふるさとづくり基金繰入金を488万5,000円増額計上、新たに地域福祉基金繰入金を192万2,000円を計上し、財政調整基金繰入金を1億1,532万7,000円を減額しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第17号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件につきまして、私のほうから歳入予算と総務財政課が所管します歳出予算の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、6ページを御覧ください。

第2表継続費の補正でございます。

当初に設定しておりました地域福祉計画策定事業及び介護保険事業計画策定事業に係る継続費でございますが、事業費が確定したため、どちらも令和7年度、8年度ともに年割額を減額しております。

続いて、7ページの第3表繰越明許費でございます。

令和8年度へ繰り越す事業は、システム改修に係る事業1件、物価高騰対策に係る給付金事業3件、公共事業工事4件の合計8件を予定しております。

続いて、歳入予算については大きく増減するものについて説明をさせていただきます。

11ページを御覧ください。

上段、1款町税につきましては、現時点での見込額として増額計上をしております。

中段、7款地方消費税交付金については、交付金の額が確定しておりますので、190万6,000円増額計上しております。

11款地方特例交付金につきましても、交付金額の確定により減額しております。

12款地方交付税につきましては、12月議会でも少し触れさせていただきましたが、令和7年度の普通交付税額の再算定が行われましたので、4,379万6,000円増額計上しております。

続いて、12ページを御覧ください。

中段、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付事業439万5,000円を増額計上、障害児入通所給付費260万5,000円を減額計上しております。利用者の増減等により、負担金の見込額を変更したことによるものでございます。

下段、同款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金としまして、社会資本整備総合交付金を155万4,000円減額計上しております。本交付金を活用している木造住宅耐震改修事業費の減額によるものでございます。

同じく、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金も3,455万3,000円増額計上しております。既に予算化しております定額減税不足額臨時給付事業、また今回新規事業としまして計上いたします食料品等物価高騰支援給付事業、また物価高騰対策水道基本料金支援事業の財源として充当するものでございます。

また、社会保障・税番号システム整備費補助金でございますが、総務財政課分として計上しておりました27万5,000円につきましては、想定していた補助金の名称とは異なっておりましたので、正しくは次ページ最上段、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金（支援金制度施行準備事業）に組み替えております。

続いて、16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、1節社会福祉費負担金につきましては、障害者自立支援給付事業等国庫負担金と同様の理由により、予算額を増減し計上しております。

同じく同款2項府補助金、1目総務費府補助金、1節総務費補助金では、地域でつくり・支える公共システム支援費補助金を129万8,000円計上しております。交通空白解消緊急対策事業における車両購入費に充当するものでございます。

続いて、14ページ下段を御覧ください。

19款繰入金、1項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金を1億1,532万7,000円減額しております。歳出の減及びその他財源の確保により減額となったものでございます。

また、15ページに移りまして、2目ふるさとづくり基金繰入金については、488万5,000円を増額計上しております。当町においても返礼品つきふるさと納税制度を導入してから、多くの方から御寄附をいただくようになり、これまで毎年ふるさとづくり基金に積立てをしてきたところでございます。しかし、せっかく頂いた寄附金を活用し切れていな

かったのが現状でございます。財政が厳しくなってきた今だからこそ、皆さんから応援をいただいた寄附金を積極的に活用させていただこうと考えまして、今回増額補正をさせていただきます。

増額分は、歴史、文化、自然を活用した観光のまちづくり事業としまして観光事業に、健康長寿のまちづくり事業としまして、重度心身障害者・老人健康管理費助成事業や定期予防接種事業にそれぞれ充当させていただきます。

また、3目地方創生基金繰入金につきましては、充当しておりました交通空白解消緊急対策事業の事業費が確定しましたので、減額をしております。

それから、7目地域福祉基金繰入金については、設置以降、繰入金として計上、初めて繰入金として計上させていただくものでございますが、この基金につきましては平成2年に設置されたもので、設置の目的は本町の社会福祉の充実を図るため必要な財源を確保し、社会福祉事業を円滑かつ効率的に実施するためとなっていることから、今年度、地域福祉計画策定事業に充当するため192万2,000円計上させていただいております。

続いて、21款諸収入、3項雑入では、デジタル基盤改革支援補助金2,708万7,000円を増額計上しております。こちらは、基幹業務システムの標準化への移行に要する経費について充当するもので、当初の補助上限額より大幅な増額が示され、現時点で変更交付申請を行っている分を増額補正して計上しております。

また、市町収支残金返還金としまして、住宅新築資金貸付事業に係る貸付金償還額が確定したことにより、住宅新築資金等貸付組合より返還金の確定通知がありましたので、283万1,000円を計上しております。

続いて、下段、22款町債、1項町債、4目土木債につきましては、事業費の減額の伴い借入額を精査しましたので、1,320万円減額しております。

なお、地方債の補正につきましては、議決いただいております上限額にて借入れの協議を済ませておりますので、今回減額補正はしていません。

続いて、歳出予算について説明をさせていただきます。

9月議会におきまして御指摘いただいたこともあり、決算時の不用額をできるだけ少なくするため、非常に細かい数字で減額している数字もございます。説明に当たりまして、事業費の確定を理由に減額をしているものにつきましては一部省略させていただきますので、御了承ください。

まず、17ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の職員人件費（一般管理分）で、退職手当特別負担金を168万4,000円計上しております。職員に支払われる退職金に係る退職手当組合への負担金で、本年度の対象退職者分の特別負担金となっております。

また、一般管理事業では、派遣職員に係る京都府への負担金が確定しましたので、222万3,000円を増額計上しております。

下段の自治振興対策事業につきましては、ページめくっていただきまして、まちづくり事業補助金50万2,000円を増額計上しております。各自治会が実施する事業に対し交付しております補助金でございますが、今年度有効に活用いただきまして、増額分を計上しております。

次の電算システム管理事業では、システム使用料としまして435万1,000円計上しております。これは、基幹業務システムの標準化に伴い、全国の自治体が共同で利用するクラウド、いわゆるガバメントクラウドの利用についてでございますが、不足額が見込まれるため増額計上しております。

ただ、当初は標準化に移行するシステムごとにクラウド使用料を予算計上しておったところでございますが、実際はデジタル庁から1本で請求されているため、本科目でまとめて支出をしております。その関係で、戸籍システム分と障害者福祉システム分でそれぞれ予算計上していました分、合わせて435万1,000円について歳出科目の組み替えを行っているということでございます。

次の広域行政事業としまして、笠置中学校広域連合負担金を249万5,000円増額計上しております。笠置中学校に係る経費の令和6年分の精算分として南山城村から請求があったものでございます。

増額の主な原因でございますが、南山城村給食センター運営に係る費用の高騰でございますが、この費用につきましては笠置中学校のほか南山城小学校、南山城保育園の3施設で案分して負担しておりまして、均等割の部分と児童生徒数割の部分のうち、児童生徒数割につきましては分母となる総数が少人数であるため、増減により負担額に大きな影響がございます。令和8年度以降につきましては、物価高騰等の社会情勢も勘案しながら、当初予算の計上については精査してまいりたいというふうに考えております。

次の個人情報保護事業でございますが、委託業務につきまして、仕様書の内容を精査したことにより執行費を抑えることができましたので、217万8,000円減額しております。

続いて、19ページの中ほどでございますが、同項3目財政管理費、24節積立金におき

まして、基金管理事業として減債基金の積立てを263万9,000円計上しております。再算定されました普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付された分を計上しております。国からの通知により、令和8年度、9年度の臨時財政対策債の償還に備えるものでございます。

ページ飛びまして、33ページ上段を御覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費として相楽東部広域連合負担金（教育分）を257万6,000円減額しております。さきの12月議会におきましては、第5号の補正予算の中で令和6年度の精算分について減額をさせていただきましたが、今回は東部連合の令和7年度の第2号補正予算に合わせまして不用額を減額しております。

最後に、10款公債費、1項公債費では、元金、利子合わせて143万1,000円を増額計上しております。こちらにつきましては、当初予算の積算の際に据置き期間がなく、次年度の令和7年度より償還が始まる分につきまして計上が漏れていたものでございます。申し訳ございません。

以上、総務課からの説明は以上となります。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） それでは、希望のまち推進課が所管いたします歳出補正予算のうち、主なものについて御説明を申し上げます。

18ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、公共交通事業といたしまして142万2,000円の減となっております。循環バス運営事業の会計年度任用職員の人件費や燃料費など、また交通空白解消緊急対策事業費の会計年度任用職員の人件費の不用分を減額させていただいたものでございます。

19ページにまいりまして、6目企画費では、笠置いこいの館管理運営事業といたしまして183万円の減額をしております。修繕料で86万2,000円の減、これは12月補正でお願いをいたしました自動火災報知設備修繕の入札差金でございます。また、高圧機器更新工事委託料で96万8,000円減額をしておりますが、当初予定しておりました高圧機器の更新が、点検の精査の結果まだ利用可能だというような結果を受けまして更新を見送ったことによるものでございます。

次の地域おこし協力隊事業では、適任者が見つからなかったため143万3,000円減額をさせていただいております。

20ページにまいりまして、移住促進事業では158万9,000円減額となっております。移住体験プラザの床等の改修工事の工事差金でありましたり、移住促進住宅整備事業補助金の減額でございます。

それから、2つほど飛びまして、物価高騰等対策事業といたしまして、まず95万増額計上させていただいておりますけれども、これはさきに、12月に実施いたしました地域振興券事業に係る分でございます、換金等業務事務費に係る経費に不足が生じたため増額計上させていただいたものでございます。

次の食料品等物価高騰支援給付金事業では、2,182万9,000円計上させていただいております、国の物価高騰対策であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、町民1人当たり2万円を現金給付するものでございます。

なお、執行につきましては8年度に繰越しをさせていただき、8年度前半、8月頃までには給付完了したいというふうに考えております。

21ページにまいりまして、ふるさと納税事業では、いわゆるふるさと納税の代行手数料などを195万減額させていただいております。

また、地域活性化起業人事業では、庁内DX推進に係る起業人を当初派遣型で予定をしておりましたが、副業型と同様のシニア型となったため、それに伴う不用額585万6,000円を減額計上させていただいたものでございます。

ページ飛びまして、30ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、3項観光費では、観光費といたしまして各イベント補助金として200万円の減額計上をさせていただいております。イベント事業といたしまして、夏の灯ろう流しや秋のもみじ公園のライトアップ、今月末に開催予定のさくらまつりの経費として執行または執行予定分を除き減額させていただいたものでございます。

観光施設管理事業、観光まちづくり支援事業では、国・府支出金の事業確定に伴い減額計上させていただいているものでございます。

31ページにまいりまして、4項産業振興会館費でございますが、産業振興会館運営事業ではエレベーターの修繕を予定をしておりましたが、物品調達の関係から年度内に修繕できる見込みが立たなくなったため、改めて8年度にお願いすることとし、今年度分は減額させていただいたものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

私からは、税住民課が所管いたします歳出補正予算のうち、主なものについて御説明申し上げます。

予算書の22ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税費の続きのページでございます。京都地方税機構負担金としまして166万5,000円を減額しております。こちらは、主に派遣職員人件費の調整により減額されるものとなっております。

続きまして、同款3項戸籍住民基本台帳費でございます。委託料のうちシステム改修作業委託料として19万7,000円を計上しております。こちらは、住基システムの旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修費用となっております。

また、戸籍総合システム導入作業委託料としまして522万8,000円を減額しております。こちらは、現行の戸籍システムを標準化準拠システムに移行する事業でございますが、本事業の見積額に、先ほど総務財政課長よりも説明がございましたガバメントクラウド利用料が含まれておりましたので、一般会計予算として整理されるものでございます。

次のシステム利用料87万円の減額につきましても同様の理由でございます。一般会計予算としてガバメントクラウド利用料の支出整理がされるものとなっております。

続きまして、予算書の24ページを御覧ください。

3款民生費、1目社会福祉総務費の続きのページでございます。国民健康保険特別会計繰出金として162万1,000円を減額しております。こちらは、保険基盤安定繰入金の減額が主な要因となっておりますが、実績見込みによる減額となっております。

続きまして、次のページ、25ページの上段の定額減税不足額給付事業でございます。こちらは既に事業を終えておりまして、不用額を減額するものでございます。

続きまして、予算書の29ページを御覧ください。

4款衛生費、2目し尿処理費でございます。合併処理浄化槽推進事業につきましては、現在のところ浄化槽設置などの申請がありませんので、予算額269万円全額を減額するものでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課が所管いたします歳出補正予算について、主なものについて御説明申し上げます。

予算書の23ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございます。社会福祉総務事業で地域福祉計画策定業務委託料等の確定に伴い、35 万7,000 円の減額をいたしております。

それから、24 ページをお願いいたします。

福祉医療事業では、障害児（者）医療費の実績見込みで100 万円を減額しております。障害児入所給付事業では、当初利用日数を最大で計上しておりましたが、人数、日数ともに少なかったことから、520 万8,000 円を減額するものでございます。

障害者自立支援給付事業では、340 万3,000 円を増額計上しております。

また、先ほど総務財政課長が説明しましたように、システム使用料を予算組み替えや障害者福祉システムの運用延期のため421 万7,000 円減額しましたが、障害者自立支援給付費では、サービス利用者やサービス利用料の増加に伴いまして879 万2,000 円を増額いたしております。

次に、地域生活支援事業では、サービス使用料の減により41 万1,000 円を減額いたしております。

次に、25 ページの下段でございます。4 目老人福祉費、高齢者福祉事業では、事業や補助金額の確定により、合わせて38 万7,000 円の減額計上をいたしております。

26 ページをお願いいたします。

繰出金事業では、議案第19 号で説明させていただきます介護給付費等の減に伴い、介護保険特別会計繰出金を210 万4,000 円減額、それから議案第20 号で説明させていただきます療養給付費負担金過年度精算分の増等に伴いまして、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額をいたしております。増額計上をさせていただいております。

また、福祉医療事業では、支出見込額の増等に伴いまして36 万1,000 円の増額を計上させていただいております。

5 目老人福祉施設費では、39 万4,000 円を減額いたしております。つむぎ運営事業では、光熱水費等の支出見込みにより10 万円の減額となっております。

続きまして、27 ページでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費では、児童公園維持管理事業で、事業実績見込みにより20 万円の減額をさせていただいております。

2 目保育園費では、保育所事業で光熱水費の支出見込みや事業実績により17 万円減額させていただいております。

それから、4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費では、550 万9,000 円を減額

しております。健康増進事業では、がん検診の実績により66万5,000円を減額いたしております。予防接種では、499万1,000円の減額をしており、高齢者インフルエンザや新型コロナ予防接種について、当初の接種見込数より減ったことによるものでございます。

母子保健事業では、19万9,000円を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。

妊産婦事業において、令和6年度の補助金事業確定に伴い国庫支出金返還金の増額等によるものでございます。

以上で保健福祉課の説明は終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

私のほうから、一般会計で建設産業課が所管いたします予算について説明させていただきます。

なお、減額に関しましては、事業費確定により減額したものににつきまして一部省略させていただきますので、御了承ください。

それでは、まず21ページをお願いいたします。

21ページ中段、防災諸費でございます。防災事業の中の木造住宅耐震改修事業でございますが、こちら耐震診断士派遣事業の1件のみ今年度の事業としてありましたので、それ以外の耐震改修に係る補助金、それから診断士の派遣事業費等を、合計310万8,000円減額しております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

衛生費の中ほど、環境衛生費の中で、簡易水道事業費に13万4,000円の補助金を計上しております。こちら、簡易水道事業会計への繰出しに当たる部分となっております。

その下、物価高騰対策水道事業支援事業でございます。1,092万6,000円を計上しております。総務費の中でも説明ありましたが、今回、物価高騰支援事業費といたしまして、主要事業調書の2ページ目にも記載しておりますとおり、公共施設を除く町内の水道事業者に対しまして、1戸当たり基本料金1,362円を12か月分補助するものとして計上しております。事務費と、その支援金に当たるものとして計上したものでございます。

続いて、29ページ下段をお願いいたします。

農業費に係る部分ですが、すみません、1項農業費に関しましては、事業費確定によるものでございます。

2目農業総務費、それから農業振興費につきましては、補助金額の確定によりましてそれぞれ財源の振替を行っているものでございます。

下段、林業費でございます。林業振興費で積立金3,000円を計上しております。こちらにつきましては、森林環境基金の利子分の積立てをするために3,000円増額とさせていただいたものでございます。

それから、すみません、31ページでございます。土木費でございます。それぞれ事業費確定によりまして減額したものでございますが、国庫補助金の確定によりましてそれぞれ精査をさせていただいております。その補助金額に合わせた中での事業費を組み替えまして、それぞれ今回減額したものとなっております。

建設産業課につきましては以上となります。

議長（西 昭夫君） 議案の途中ですが、ここで休憩をします。

休 憩 午後 3時34分

再 開 午後 3時50分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。

本件は、歳入歳出ともに1款ごとに質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。

1款町税の質疑を行います。

1款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで1款の質疑を終わります。

次に、7款地方消費税交付金の質疑を行います。

7款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで7款の質疑を終わります。

次に、11款地方特例交付金の質疑を行います。

11款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。7番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

補正前の額が 6 4 万円に対し、5 5 万 4, 0 0 0 円が減額ということです。令和 6 年度決算と比較をしますと 3 6 5 万 8, 0 0 0 円の減額ということですが、これは令和 7 年度に限って減額となるということなんでしょうか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問ですが、地方特例交付金についての件でございます。

地方特例交付金ですが、その年の事情を考慮しまして特別に交付金を頂けるというようなところでございまして、6 年度につきましては人件費の増額に充てるというところで、6 年度はかなり増額になったものでございます。

その他の交付金もそうなんです、当初予算を積算させていただく際に、国が示す前年度の決算の見込額から伸び率を乗じて積算するよというふうにしておりますが、そのうちの頂いている交付金の額は少額でありますので、その伸び率、国全体での伸び率になってきますので、それを掛けますとちょっと当初予算と実際の交付額というのが少しかけ離れてくるというような分析をしております。

年度年度によって、特例の交付金でございますので、その年その年に限って少し交付金の額というのは変わってきているところでございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで 1 1 款の質疑を終わります。

次に、1 2 款地方交付税の質疑を行います。

1 2 款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

普通交付税で 4, 3 7 9 万 6, 0 0 0 円増額の 8 億 1, 6 6 8 万 1, 0 0 0 円、令和 6 年度決算と比較をしますと 4, 4 8 9 万 3, 0 0 0 円の増額。特別交付税は令和 6 年度決算と比較をしますと 2 2 5 万 3, 0 0 0 円の減額となっておりますが、この予算は令和 6 年度最終の予算と、令和 7 年度の最終予算と思いますが、確定の予算ということでよろしいんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の地方交付税の質問でございます。

普通交付税につきましては、再算定が確定の金額になっておりますので、８億一千何ろし
が最終の額でございます。

特別交付税につきましては、３月の末にならないと確定がされませんので、これが最終と
いうわけではございません。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで１２款の質疑を終わります。

次に１３款分担金及び負担金の質疑を行います。

１３款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありません
か。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで１３款の質疑を終わります。

次に、１４款使用料及び手数料の質疑を行います。

１４款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありません
か。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで１４款の質疑を終わります。

次に、１５款国庫支出金の質疑を行います。

１５款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありません
か。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで１５款の質疑を終わります。

次に、１６款府支出金の質疑を行います。

１６款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありません
か。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで１６款の質疑を終わります。

次に、１７款財産収入の質疑を行います。

17款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで17款の質疑を終わります。

次に、19款繰入金の質疑を行います。

19款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで19款の質疑を終わります。

次に、21款諸収入の質疑を行います。

21款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで21款の質疑を終わります。

次に、22款町債の質疑を行います。

22款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで22款の質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

まず、1款議会費の質疑を行います。

1款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで1款の質疑を終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。

2款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

19ページの地域おこし協力隊の事業で143万3,000円の減額ということで、先ほ

ど適任者が見つからなかったということだったかと思うんですけれども、これによって業務に支障がなかったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、20ページの物価高騰等対策事業の食料品等物価高騰の支援給付金事業で町民1人当たり2万円を現金給付ということですが、これは8月頃に給付されるというような話をされていたんですが、いつ現在の町民にどのような形で給付をされるのかお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） まず、1点目の地域おこし協力隊でございますけれども、本来採用しまして活動していただくことが目的でございましたけれども、そのあたりなかなか見つかりませんでして、業務に支障がないようにはしたつもりでございますけれども、そのあたり今後、また次年度も検討しておりますので、そのあたりはしっかりとやっていきたいなというふうに思っております。

また、物価高騰でございますけれども、町民1人当たり2万円の給付ということで、今議会で予算をお認めいただきましたら、早急にそのあたり、いつ現在の町民さんにとこのようなことは決めていきたいと思っておりますが、今のところ4月1日現在かなというふうに思っておりますが、そこも含めまして細部を詰めていきたいと思っております。

あと、8月頃までに給付ということでございまして、一応そのあたり振込口座等の御確認とかそのような事務が出てきますので、そのあたりになるのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで2款の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。

3款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで3款の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。

4款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ここでも物価高騰の対策の水道料金の支援事業で、町内の水道基本料金の1年間分相当額を住民や事業者に現金給付するということですが、これもいつ現在の住民やどのような事業者にいつ頃どういった形で給付されるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

先ほど田中参事のほうからもありましたとおり、物価高騰対策といたしまして同時に進行していきたいなというふうには考えております。

この水道料金につきましては、12か月分というところもありまして、同じく4月1日現在の加入者ということになるかなと思っております。

事業者の方に関しましては、水道の契約をされている、町内で事業をされている方というふうにしておりますので、そこらの抽出については4月以降に、4月1日現在開栓されているところを抽出して選定していきたい、対象としていきたいなと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ちょっといつ頃また給付されるかというあたりなんですけれども、これは先ほどの物価高騰等の対策と同じにすれば、その事務費も軽減されるのではないかなと思うんですけれども、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

通知等も同じようにさせていただいたら、由本議員おっしゃるように事務費等の軽減にもつながるかと思っております。

ただ、水道使用量につきましては、かなり口座振替、お支払いされているところもありますので、そちらの口座の確認が取れば少し早くなるのかなと。世帯のところ、世帯ごとに給付される2万円の給付の分につきましては、別口座を指定されるという可能性もありますので、そこらは緊密に調整しながら行っていきたいと思っております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで4款の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費の質疑を行います。

5款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで5款の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。

6款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで6款の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。

7款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで7款の質疑を終わります。

次に、9款教育費の質疑を行います。

9款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで9款の質疑を終わります。

次に、10款公債費の質疑を行います。

10款についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで10款の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。

全体についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第17号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 起立、挙手全員です。したがって、議案第17号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第23、議案第18号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第18号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出総額2億568万5,000円に歳入歳出それぞれ2,276万6,000円を減額し、総額を1億8,291万9,000円とするものでございます。

令和8年1月現在の執行実績より、支出の見込額などを勘案し現計予算額を調整するもので、基金積立金を増額するほか、保険給付費を減額するなどをするものでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

議案第18号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件について御説明申し上げます。

町長の提案理由にもございましたとおり、今回の補正予算では各費目の令和7年12月末時点での実績額、執行額を把握しまして、今年度の実績見込額を算定し、不用額の減額などをするものでございます。

それでは、予算書の7ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では、令和8年1月現在の調定額に対しまして、近年の徴収実績による徴収率を用い予算額を増減しております。保険税全体としまして202万4,000円の増額としております。

続きまして、3款国庫支出金では、子ども・子育て支援事業費補助金について1万

2, 000円を減額しております。こちらは、補助金実績による予算減額となっております。

次に、4款府支出金でございます。減額しております普通交付金は、一般療養給付費や一般高額療養費などに充当される交付金でございますが、一般療養給付費などの実績見込みが当初予算の積算時と比較しまして大きく下回るものと見込んでおりまして、5, 267万円を予算減額しております。

次のページ、8ページを御覧ください。

5款財産収入の利子及び配当金でございます。こちらは、財政調整基金の積立利子についてでございますが、利息が上がったことによりまして増額補正を行っております。

6款繰入金、1目一般会計繰入金でございます。一般会計からの繰入金については、主に保険基盤安定繰入金が減額となっております、こちらの繰入金は保険税の軽減分などを国や府、町の一般会計から補填する役割をしております。当初予算積算時と比較しまして軽減額が低くなったことなどにより減額をするものでございます。

6節の一般会計繰入金については、国保会計の事務費相当分、そして地方単独事業分として国や府から措置されない費用を繰入根拠としておりますけれども、この地方単独事業分が当初予算積算時と比べて低い実績となっておりますので、主にそちらを要因として減額措置をしております。

7款繰越金でございます。こちら、令和6年度決算に係る実質収支に合わせる形で増額補正をしております。

次に、8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料でございます。こちらは、令和8年1月時点での収入済額が既に予算額を越えておりまして、今後の収入を若干見込みまして1万円の増額補正いたしました。

次の2項預金利子につきましては、先ほどの財政調整基金積立利子と同様に預金利息が上がったものでございます。

歳入補正予算については以上となります。

続きまして、補正予算についてでございます。

予算書の9ページを御覧ください。

1款総務費、1目一般管理費でございますが、システム変更作業委託料としまして新たに14万3, 000円を本補正予算で計上しております。こちらは産前産後保険料のシステム改修分が含まれておりまして、本年度で改修すべき業務、費用が漏れていたものでございます。その他につきましては、実績見込みによる減額としております。

2 款保険給付費では、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費と、次のページにありますけれども、2 項高額療養費について大きく減額をしております。いずれも令和 7 年 4 月から 12 月までの実績に伴い、年度内の執行見込を考慮いたしまして減額するものでございます。

歳入補正予算の説明の際にも触れましたけれども、本来であればこの歳入である普通交付金との整合性がある予算費目ではございますけれども、突発的な医療費の増、支払い増に対応するため、普通交付金の減額補正と比較しまして歳出側の下げ幅を少なくしております。

次のページでございます。

4 款保健施設費の 1 項保健施設費と 2 項特定健診審査等事業費、いずれの委託料についても実績を見込みまして減額しております。

5 款基金積立金、1 目財政調整基金積立金につきましては、歳入歳出差引額として基金積み立てを 2,003 万 5,000 円、財産収入として歳入で補正を計上しております利子分 21 万円を予算増額し、積み立てるものとしております。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件は、歳入と歳出に区切って質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。

歳入についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

歳出についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。

全体についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。

これで議案第 18 号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第18号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 起立、挙手全員です。したがって、議案第18号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第24、議案第19号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第19号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町介護保険歳入歳出総額3億44万1,000円から歳入歳出それぞれ1,314万6,000円を減額し、総額を2億8,729万5,000円とするものでございます。

主な提案内容は、支出見込みの精査による介護サービス等諸費の減額並びに基金積立金の増額等でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第19号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について御説明申し上げます。

初めに、歳入予算について御説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

なお、歳入については、歳出の保険給付費等に対する法定の公費負担等になっておりますので、細部の説明は省略させていただきます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料で16万6,000円を減額い

たしております。令和8年1月末時点での調定金額を基に予算を増減させていただいております。

3款国庫支出金では、1項国庫負担金で296万円を減額、2項国庫補助金では81万円の減額計上をさせていただいております。

8ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、2号被保険者の負担分として450万円を減額計上いたしております。

5款府支出金では、1項府負担金で282万5,000円を減額、2項府補助金では12万9,000円を計上させていただいております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当では、利子見込額の増により3万9,000円を増額計上しております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、保険給付費等の町負担分として、9ページをお願いいたします、全体として210万4,000円を減額させていただいております。

9款諸収入、2項預金利子では、預金利子の増額見込みにより5万1,000円を増額計上しております。

次に、歳出予算について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

1款総務費、3項介護認定審査会、2目認定審査会委託負担金、認定審査会委託事業では、京都府通知の負担金最終予定額の増に伴い12万1,000円を計上いたしております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、利用者の減等に伴い800万円の減額を計上しております。

2目地域密着型介護サービス給付費では、新規利用者の増等に伴い150万円の増額をしております。

3目施設介護サービス給付費では、利用者、利用日数の減等により1,200万円の減額をいたしております。

4目居宅介護福祉用具購入費では、福祉用具購入の支出見込みにより20万円を増額いたしております。

2項介護予防サービス等諸費では、1目介護予防サービス給付費で福祉用具貸与の利用者の増に伴って60万円を増額しております。

3目介護予防住宅改修費では、支出見込みの増により40万円増額をさせていただいてお

ります。

4 項高額介護サービス等諸費、1 目高額介護サービス費では、支出見込み額の減により 50 万円を減額いたしております。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費負担金では、生活支援サービスの利用者増のために 113 万円の増額をいたしております。

13 ページをお願いいたします。

7 款の基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金では、今年度 379 万 8,000 円の基金積立てを予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件は、歳入と歳出に区切って質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。

歳入についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

歳出についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。

全体についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。

これで議案第 19 号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 19 号、令和 7 年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第19号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 起立、挙手全員です。したがって、議案第19号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第25、議案第20号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第20号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出総額7,578万8,000円に歳入歳出それぞれ545万6,000円を追加し、総額を……

（「町長、金額こっちになっていますけれども。557万1,000円の追加」と言う者あり）

町長（山本篤志君） すみません、失礼いたしました。もう一度歳入歳出総額等を読み上げさせていただきます。

令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出総額が7,578万8,000円に歳入歳出それぞれ557万1,000円を追加し、総額を、すみません、失礼いたしました。総額を8,135万9,000円とするものでございます。

主な提案内容は、療養給付費負担金過年度精算分の増額等により補正するものでございます。

大変失礼いたしました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第20号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

まず、歳出予算から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費では1万4,000円を減額いたしております。一般事務事

業の支出見込みによるものでございます。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金では５６２万円の増額をさせていただいております。保険基盤安定負担金では、令和７年度負担金確定により３万円の減額を、療養給付費負担金過年度精算負担金では、令和６年度の精算額確定に伴い５６５万円を計上いたしております。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金では、４目償還金、償還事業で令和６年度の補助金額確定に伴い８万５，０００円を計上させていただいております。

９ページをお願いいたします。

４款保健事業費、１項保健事業費、１目健康増進推進事業では１１万６，０００円の減額をしております。後期高齢者健診委託事業では、受診者増に合わせて１８万６，０００円を増額計上しておりますが、人間ドック委託料では受診者減により３０万２，０００円を減額いたしております。

次に、ページを戻って７ページをお願いいたします。

歳入予算について御説明させていただきます。

３款繰入金、１項一般会計繰入金では５４６万８，０００円を計上させていただいております。２目療養給付費繰入金で、令和６年度の精算額確定に伴い５６４万９，０００円を計上いたしております。

４款繰越金、１目繰越金では、前年度の実質収支額の残額３，０００円分を計上させていただいております。

５款諸収入、４項雑入、１目雑入では、長寿・健康増進事業費補助金及び健康診査事業費補助金合わせて９万８，０００円の増額計上をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件は、歳入と歳出に区切って質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。

歳入についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

歳出についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。

全体についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。

これで議案第20号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第20号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立、挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 起立、挙手全員です。したがって、議案第20号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第26、議案第21号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第21号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算については、給与改定に伴う会計年度任用職員に係る報酬の増額によるもので、収益的収入既決予定額9,717万6,000円に収入予定額13万4,000円を追加し、収益的収入予定総額9,731万円とし、収益的支出既決予定額9,972万5,000円に支出予定額13万4,000円を追加し、収益的支出予定総額9,985万9,000円とするものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第21号、笠置町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の件について説明させていただきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたように、今回の補正につきましては会計年度任用職員の人件費に係る補正となっております。

それでは、最終ページ、8ページをお願いいたします。こちらの実施計画明細書によりまして説明させていただきます。

まず、先に下段の支出について説明させていただきます。

簡易水道事業費用といたしまして、営業費用の報酬でございます。13万4,000円を増額する補正となっております。業務費といたしまして4,367万8,000円に13万4,000円を加算し、合計4,381万2,000円とするものでございます。

この財源といたしまして、上段の収入でございますが、一般会計からの補助金13万4,000円を計上しております。こちら、他会計からの補助金といたしまして5,567万5,000円の既決予定額に13万4,000円を加算いたしまして、5,580万9,000円とするものでございます。

4ページ戻っていただきまして、収益的収入及び支出についての実施計画でございます。先ほどの明細書から、これによりまして収益的収入予定額は一番左の計の欄、9,731万円になるものでございます。また、収益的支出額の総額は、こちら支出額の上段、9,985万9,000円となるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件は、収入と支出に区切って質疑を行います。

まず、収入の質疑を行います。

収入についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで収入の質疑を終わります。

次に、支出の質疑を行います。

支出についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで支出の質疑を終わります。

最後に、収入支出を通して全体の質疑を行います。

全体についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。

これで議案第 21 号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 21 号、令和 7 年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

この採決は起立、挙手によって行います。

議案第 21 号、令和 7 年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。挙手願います。

（賛成者起立及び挙手）

議長（西 昭夫君） 起立、挙手全員です。したがって、議案第 21 号、令和 7 年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 27、議案第 22 号、令和 8 年度笠置町一般会計予算の件、日程第 28、議案第 23 号、令和 8 年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件、日程第 29、議案第 24 号、令和 8 年度笠置町介護保険特別会計予算の件、日程第 30、議案第 25 号、令和 8 年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第 31、議案第 26 号、令和 8 年度笠置町簡易水道事業会計予算の件の 5 件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第 22 号から議案第 26 号までを一括して提案理由を説明いたします。

まず、議案第 22 号、令和 8 年度笠置町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和 8 年度予算は、歳入歳出総額が 17 億 5,726 万 7,000 円で、対前年度比で 2.3%減の 4,157 万 3,000 円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、基幹業務システムの標準化移行や防災情報受信サービス提

供事業、公共事業工事の減額によるものでございます。また、職員人件費、電算システム事業、相楽会館建て替えによる一部事務組合への負担金、障害者自立支援給付事業などを増額しております。

新規事業といたしましては、保育園留学推進事業に1,396万円、地籍調査事業に800万円、笠置町史編さん準備事業に75万5,000円などを計上しております。

主な収入といたしまして、地方交付税が9億7,600万円、国・府支出金1億7,634万6,000円、基金繰入金が1億9,619万7,000円、地方債が8,970万円となっております。

次に、議案第23号、令和8年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について、提案理由を申し上げます。

令和8年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は、1億6,607万5,000円でございます。前年と比較いたしまして3,908万6,000円、19.1%の減額となっております。

主なものは、保険給付費で対前年度3,278万2,000円減の1億1,626万4,000円を計上しています。

続きまして、議案第24号、令和8年度笠置町介護保険特別会計予算の件について、提案理由を申し上げます。

令和8年度笠置町介護保険特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ2億6,273万1,000円を計上しております。

主な歳入につきましては、保険料が5,038万9,000円、国庫支出金が6,169万6,000円、支払基金交付金が6,506万2,000円、繰入金が4,615万3,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で2億3,449万9,000円、地域支援事業費で2,543万2,000円を計上しております。

続きまして、議案第25号、令和8年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について、提案理由を申し上げます。

令和8年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ7,543万8,000円を計上しております。

主な収入につきましては、保険料が2,596万5,000円、繰入金が4,864万6,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で7,274万2,000円、保健事業費で177万5,000円を計上しております。

続きまして、議案第26号、令和8年度笠置町簡易水道事業会計予算の件について、提案理由を申し上げます。

令和8年度笠置町簡易水道事業会計予算を、収益的収入及び支出においては、収入予定額9,574万円、支出予定額9,824万円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額8,110万9,000円、支出予定額が9,297万3,000円と定めるものでございます。

主な内容は、工事請負費で中央監視及びテレメーター更新事業が7,995万4,000円、水道料金改定計画策定業務等委託料が1,617万5,000円を計上しております。

水道料金による給水収益は2,357万3,000円を計上しております。

以上、御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 日程第27、議案第22号から日程第31、議案第26号の提案理由の説明が終わりました。

この5議案につきましては、本日は提案理由の説明にとどめます。

令和8年度当初予算案につきましては、定例会2日目に議案の説明と質疑、4日目に討論及び採決を行う予定とします。

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は、3月18日午前9時30分から開会します。

通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後4時49分